

92
2

法學士和仁貞吉著

法律
教科書

保險法

東京專門學校出版部藏版



法學士和仁貞吉著

保險法



東京專門學校出版部蔵版

由來我國の邦語教育に教科書を用ゆるは主に小中學等普通學の範圍に止り高等専門の學術を教授するには總て口授筆記の方法を用ゆるが如し蓋し口授筆記なるもの必ずしも不可なるにあらずと雖も單にこれのみに頼る時は平生教場にありて筆記に忙しきが爲智識を練磨するの機會尠なく其結果暗誦的教育の弊に陥り易し左れば學生に與ふるに簡潔なる教科書を以てし之によりて先づ要領を會得せしめ講師更に之を敷演して解説を試るあらば研鑽咀嚼の餘裕始めて生ずるに至り教育上大なる利益あらんこれ吾人が世の識者と共に夙に認る所なるを以てこゝに先づ法律教科書十數種を

出版し素論を實地に試みんと欲す(法律以外の専門教科書も他日發行するの期あるべし)抑もこれ等法律教科書は專攻諸名家の編著に係り行文簡潔なると同時に義理明白なるが故に各種の受験者を始め世間一般の参考に適當なること彼の冗漫なる注釋書と同日の論に非ざるべきを信ず

明治三十四年九月

法律教科書 保險法目次

緒論

第一章 保險の經濟上及社會上に於ける基礎

第二章 保險法

本論

第一章 保險契約の意義

第二章 保險契約の種類

第三章 保險契約の法律上の性質

第四章 保險契約の當事者

第一節 當事者

第二節 保險契約者(被保險者)

目次

一三
一四
一七
一九
一九
二一

第五章	保險契約の媒介	二二
第六章	保險契約の締結及内容	二四
第一節	保險契約の締結	二四
第二節	保險契約の内容	二六
第一款	保險の目的物及利益	二七
第一項	目的物	二七
第二項	利益	三〇
第二款	危険	四四
第一項	危険事實	四四
第二項	危険の程度(告知義務)	五一
第三款	保險の存続(保險期間)	六六
第三款	保險契約の内容及其前提條件の變更	七〇
第七章	保險契約の效力	七六

第一節	保險者の義務	七七
第一款	保險者の義務の前提條件	七七
第一項	危険事實の發生	七七
第二項	保險契約者又は被保險者の爲すへ き義務の履行	八二
第二款	保險者の義務の内容	八六
第三款	保險者の義務の履行	九三
第二節	保險者の權利	九八
第一款	保險料	九八
第二款	被保險者又は保險契約者の有する權 利の取得	一〇四
第八章	保險契約の消滅	一〇八
第九章	保險事業の監督	一一〇

餘論	生命保險	四
第一章	生命保險契約の性質	一一〇
第二章	生命保險契約の關係人	一二九
第三章	生命保險金額支拂	一三二

法律教科書 保險法目次終

法律教科書 保險法

法學士 和仁貞吉 著

緒論

第一章 保險の經濟上及社會上に於ける基礎

凡そ人の此世に在りて經濟的生活を營むや常に危險の中に彷徨するものにして一度事變の發生するや之に伴ふ財産上の損害を免るゝことを得ず。故に此の危險に對する防禦の途を講ずるは經濟的生活の安然を得るに於て最も緊要なる所なり。若しも危險の原因たる加害事實にして積極的に之を除去することを得ば吾人の幸福之より大なることなしと雖も其加害事實は或は之を排除すること人力の不能に屬するものあり或は全然爲し得ざるにあらざるも殆ど其效驗を收むること能はるものあり又或は之を排除せんと欲せば國法に觸れざる可からざるものあり。夫の降雹、疾病、死

亡の如きものは全然人力の排除し能はざる所に於て、火災、洪水の如きものは殆んど全く之を排除し得ざるものに屬し、兵役の如きものは之を排除する行為は兵役忌避の刑に處せられざるべからず。加之、或種類の加害事實に至りては吾人は皆に之を避けんと欲せざるのみならず却て祥事として進みて之を迎へんと欲するものあり子女の結婚の如き即ち是なり。夫れ斯の如く經濟上に損害を生ずる所の事實は客觀的並ひに主觀的理山の爲め積極的に之を除去すること能はずとせば吾人の經濟的危險に對する擔保の方法は其加害事實の發生したるときに當り直に之を賠償するに足るべき財産を供給し得る方法を講ずるに在りと爲さるべからず。損害發生するも之を賠償し得べきこと必然なりとせば將來に對する恐懼の念は大に減殺せられ吾人は安して其業に従事することを得べし。之が賠償の財産は自ら之を貯蓄することを得べしと雖も自ら貯蓄することを得ざるものは必ず他人の財産より供給せしめざるべからず。此の賠償額の供給を確實にし以て危險に對する吾人の恐懼を安せしむるは保險の目的とす

る所なり。故に保險には二個の要素あり、一は危險の存在にして一は賠償額の供給是れなり。以下之を説明すべし。

第一、危險とは經濟上の損害を惹起すべき事實の偶然發生し得べき状態を云ふ。危險の要件を擧ぐれば左の如し。

(一) 危險には加害事實の發生し得べきことを必要とす。

其加害事實の發生し得べきこと又は發生せざるべからざる場合に於ては危險なる者存在する能はず。故に其事實は發生するや將來發生せざるや確實ならざるものたるを要す。經濟上に於ては發生時期の確定ならざる者を以て不測の事實と爲すことを得るか故に、保險に於ても亦發生時期の不確定なる事實に對して危險ありと云ふことを得。

(二) 加害事實の發生は偶然なることを要す。

加害事實の發生か危險を恐るゝ者の自由意思に基かざるときは之を偶然なりと云ふ。蓋し加害事實の發生にして全然人の自由意思に出づるとき之に對して賠償額を供給することは危險を擔保する所の方

法たる保険の思想に全く背反するものにして保険を以て保護すべき場合にあらす。然れとも加害事實を発生せしむる所の人の自由意思にして他の法律上、道徳上の理由の爲め已むを得ず之か發生に干與したるものなるときは其發生の原因は全然人の意思に在りと云ふことを得ざるを以て此場合に於ける損害賠償は保険を以て擔保することを得、例へば子女の婚姻費用の如し。

(三) 危険の原因たる事實は經濟上の損害を生ずべきものなることを要す。

其事實の發生の爲め不利益なる財産上の變動を惹起し又は利益なる財産上の變動を妨けたるとき吾人は之を以て經濟上の損失を被りたる者となす。而して保險法上此の加害事實の効果を損害と云ふ。損害に三種あり。左に之を掲ぐれば

甲、直接の損害にして加害事實發生の爲め現存する所の財産を滅失するを云ふ。例へば家屋の焼失、船舶の破損等の如し。

乙、間接の損害にして事實發生の爲め財産の消費を惹起するを云ふ。

例へば子女の結婚の爲め金銭を消費し或は他人に對して債務を負擔する加如し。

丙、將來に於て得らるべき利益の喪失を云ふ。例へば霜害の翌年の收穫を失ひ或は工場を焼失せし爲め製造を営む能はざる場合の如し。

加害事實の効果は一個人の財産に及ぶ。換言すれば其の事實の發生の爲め一個人は財産上の利益を害せらる。利益とは人か一定の事實によりて財産上の損害を被るべき關係を云ふ。此の關係は普通一定の物又は人に對して存在するものにして加害事實は此の物又は人の上に發動するものなり。此の利益は純然たる經濟的のものなるを要し決して法律的意義を有するものにあらず。故に人或物に對して法律上の關係を有するも未だ以て保險に必要な利益を形成するに足らず又法律上の關係を有せざるも經濟上の利益存するときは保險

に付することを得。

六

第二、危険は賠償額の供給に依りて擔保せらるゝものにして賠償額の供給は保険の一大要件なること前述せる處なり。

此賠償額の供給に關して加害事實起りたるとき現實の損害を賠償するものと任意に算定したる賠償額を供給するものと二種の方法あり。第一の方法は損害保険に於て行はるゝ處にして純然たる損害の賠償なるも第二の方法は生命保険に於て行はるゝ處にして救助の主意を有す。賠償額の供給は加害事實並ひに損害に對し原因結果の關係を有するものたるを要す。故に損害ありるとき偶然之を補ふに足るべき財産の收得あるも之を以て賠償額の供給ありたるものと爲すことを得ず。蓋し賠償額の供給が危険に對し充分なる擔保となるには其供給は損害と因果の關係を有し人は其損害に對して必ず賠償せらるべきことの確乎たる信用を有せざるべからず。而して此信用は他人に對し賠償額の請求をなし得る處の法律上の權利を有するに於て始めて取得することを得。

得へし。此の請求權は法律規定によりて賦與せらるゝことありと雖も其規定せられたる僅少の場合以外に於ては必ずや他人をして賠償額を供給せしむべき義務を負はしむる處の法律行為に依らざるべからず。此法律行為には數種ありて貸借、賣買、運送契約の如き皆貸借人、買主若くは荷主に對し一種の損害要償權を發生すると雖も此等の法律行為は普通世人が保険と稱するものゝ範圍に屬せず。然らば保險とは果して如何なるものを云ふや同一の危険に依りて脅かさるゝ處の數人の人々の上に損害を分配すべき方法を以て此の危険に對する擔保を與ふることを目的とする處の制度是なり。故に保險には同一の危険に依りて脅かさるゝ處の人々の團體ありて其の團體の各員は金錢を齎出し發生したる損害を賠償すべき位置に立つ者とす。而して實際上の經驗によれば其の團體中加害事實の發生に遇ひ損害を被る者は比較的少數にして各團體員の齎出すべき金額は極めて少額を以て足り且其の加害事實の發生に付ても自ら一定の準則ありて豫め齎出すべき金額の概算をなす

こと敢て至難の事にあらず。人員の愈々多數なるに従ひ釀出概算額と實際の損害分擔額との差異益々輕微となり終には殆んど同等なるものとして認め得べきに至る。故に各個の保險契約に付て觀察するときは保險者は或は保險料を受取りながら保險金額の支拂を免るゝことありて其の契約の性質は全く委運的のものなりと雖も多數の保險契約を總括して一體となし全體の上より之を觀察するときは保險者か受取る所の保險料の總額と支拂ふ所の賠償額の總額とは殆ど同等にして保險は其性質に於て決して委運的のものにあらずることを發見すべし。之を要するに保險は人の經濟的生活に於ける危險を擔保し各種の事業をして安全に繁榮の域に進むことを得せしむるを以て目的とする所の一の經濟的的制度にして多數人の間に損害を分配するを以て之か實行の方法となす。而して其事業は確乎たる學理上の基礎を有し決して委運的の性質を有するものにあらず。

是より保險の社會上に於ける基礎を説明すべし。夫れ一個人を脅かす處

の經濟的危險は其人員の多數なるに従ひ延て社會全體を脅かす處の危險となる。此危險を擔保するは即ち社會の繁榮を圖り人民の幸福を増進する方法なり。是に於て保險は社會的事業の性質を得有し國家は之に于渉する權利あり。保險に於て最も重しとする處は賠償額供給の確實なるにあり。之を以て國家は保險營業者の支拂能力を鞏固ならしむるか爲め或は保險會社組織を株式會社に限定し或は積立金の義務を命し又或は他の營業との合併を禁し其他適當なる監督を爲すべき必要あり。又國家は保險を求むる者の或は保險者を欺罔し或は他人の生命財産を賭して不正の利益を收めんとするものに對し制裁を加へざるべからず。此等は皆社會政策上の理由に基くものにして法律の規定に俟つ所甚だ多し。

第二章 保險法

保險法とは保險に關する法規の全體を云ふ。保險法中一個人間の關係を規定する法規は私法に屬し一個人と國家との關係を規定したるものは公

法に屬す。保險契約は保險の骨子なり。此法律行為に關する法規は保險私法にして其の性質は任意法に屬す。保險契約には數多の種類ありて之に關する法規も亦同しからず。故に保險契約の總則並に各種の保險契約に關する法規を論ずるは保險私法の目的なり。保險公法に付ては保險營業の行政監督並に刑法上の制裁等に關する法規を以て其重要なるものとす。

又保險法には成文法と習慣法とあり。海上保險は最も古く發達したるものにして之に關する成文法は諸國商法々典中に規定ありと雖も其他の種類に付ては或は特別法を以て規定するものあり或は全く成文法を有せざるものあり。各國商業の發達するに従ひ保險の範圍大に擴張し新しき種類の保險事業を營むもの益々増加し未だ此等に關して悉く成文法を制定するに至らず。故に成文法を以て廢止又は變更せられざる限りは習慣法の效力を認め之に依りて諸般の法律關係を確定せざるべからず(商法一)。保險慣習法の重要なる淵源は保險規約なり。保險規約とは保險會

社が保險契約の準則として定めたる約款にして之に對する特別の合意なき場合に於ては常に適用せらるるものなり。而して之に對する特別の合意をなすことは實際上稀に見る處なりとす。然るに保險規約は保險會社を通して殆んど大同小異なるを以て保險契約の増加するに従ひ適用の範圍愈々廣大となるのみならず又其の效力は常に判決に依りて確認せられ遂には一の純然たる慣習法を形式するに至る。

本論

第一章 保険契約の意義

保険契約の定義として最も適當なるものを獨逸の儒者エーレンベルグ氏の下したる定義なりとす。曰く保険契約は當事者の一方か有償にて偶然なる經濟的加害事實の發生したるとき財産を供給せんことを約する處の獨立の契約なりと。左に之れを解説すへし。

(一) 保険契約は一の獨立したる契約なり。主たる契約に附隨して存在するところの從たる契約は決して保険契約として認むる能はず。例へば賣主か物の引渡しある迄買主に對し危險を負擔するか如き又は運送人か荷主に對し法定の範圍を越へて損害賠償の責任を負擔するか如き契約は賣買又は運送契約に附隨して成立する處の契約なるか故に保險法の法則を適用すへきものにあらす。

(二) 當事者の一方即ち保險者は財産の供給を諾約す。此の供給は其の額

一定することあり又一定せざることあり又金錢なることあり其他の物なることあり。

(三) 財産供給の諾約は有償ならざるへからす。當事者の他の一方即ち保險契約者は反對給付を爲すの義務を負擔す。此の反對給付を爲すことは保險の必要條件なるのみならず又保險契約の必要條件なり。

(四) 財産供給は不確定なる事實の發生したる場合に於てのみ諾約せらる。事實の不確定とは其發生自身若くは其發生の時期か人智の外にあるを云ふ。發生自身か不確定なる場合には保險者の財産供給は條件付にして發生の時期か不確定なる場合は期限付なり。併ながら孰れの場合に於ても保險契約其者は常に無條件の法律行爲たることを注意すへし。

(五) 保險者の財産供給か條件とする所の事實は經濟上加害的のものならざるへからす。

第二章 保險契約の種類

一四

保險契約は種々の標準に依りて分類することを得。學者間に普通採用せらるゝ所の分類は物の保險と人の保險との分類なり。此分類は加害事實か發動する所の目的物を標準として區別したるものにして、經濟上の物に對して發生するものを物の保險と云ひ人に對して發動するものを人の保險と云ふ。此分類は損害保險及び定額保險の分類と酷く類似するも全く其範圍を同ふするものにあらず。損害保險とは保險者は被保險者の現實に被りたる損害のみを賠償する責任ある者を云ひ、定額保險とは當事者間に於て任意に豫定したる保險金額を供給する責任ある者を云ふ。損害保險は通常經濟上の物に對して行はるゝも時としては人に對して行はるゝことあり。此に云ふ所の經濟上の物とは必しも一個の有體物のみに限らず包括財産は勿論債權債務の如き形體を有せざる物をも包含す。又此に人と云ふは人の生命身體は勿論自由、健康等をも包含す。故に人の保險は

生命保險よりも廣き範圍を有す。

物の保險及び人の保險の分類は保險契約の分類中較や適當なるものなりと雖も或種類の保險契約は此分類中に含まれざる缺點あり。即ち法律上又は道徳上又は社會上の強制に因り爲さるゝへからざる財産の消費に對し締結したる保險契約は物の保險にもあらず亦人の保險にもあらず。法律上の強制に因りて爲さるゝへからざる財産の消費に對する保險契約は學者之を義務保險と云ふ。例へば鐵道會社か營業中他人を自傷せしめたるるとき之に對し賠償すへき損害に對し保險契約を締結したる場合の如し。此場合に於て鐵道會社か損害即ち財産の消費を爲すに至りたる直接の原因は他人に對して損害を賠償せざるへからざる状態に陥りたることにし、此状態を惹起したる汽車の脱線、衝突其他加害事實の發生は間接の原因なり。保險者は鐵道會社か他人に對して損害を賠償したるとき更に其損害を鐵道會社に對し賠償すへきものなるか故に、其保險契約に於ける加害事實は鐵道會社か法律上の強制に因り他人に對し損害を賠償すへき状態

に陥りたることは是なり。然るに此加害事實は決して經濟上の物に對して發動するものにあらず又人に對して發動するものにもあらず。脱線若くは衝突は他人が被りたる損害の直接原因なるも鐵道會社の賠償義務より觀るときは間接の原因なり。斯くの如く義務保險に於ては加害事實は物又は人の上に發動するものにあらざるか故に此種の保險契約は物の保險及び人の保險の分類以外に立つものと言はざる可からず。

(一)海上保險(二)運送保險(三)火災保險(四)損害保險(五)牧畜保險(六)玻璃保險(七)水道保險(八)抵當保險(九)信用保險

人の保險の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

(一)死亡保險(狹義の生命保險)(二)生存保險(三)災難保險(四)疾病保險(五)兵役保險

義務保險の主要なる者は再保險なり。此保險契約は一の保險者が自己の爲したる保險契約により加害事實の發生したるときは被保險者に對して

損害を賠償すべき場合に其損害の賠償即ち財産の消費に對し更に他の保險者と締結したる保險契約なり。義務保險に於ける加害事實は前に論したるか如く物又は人に對する直接の加害事實を云ふにあらずして法律上の強制により財産の消費を爲さざるべからざる状態を云ふなり。此法律上の強制は或は法律命令の規定に出づるものあり或は契約に出づるものあり。

第三章 保險契約の法律上の性質

保險契約は其發達の初に在りては或は海上貸借契約の一種とし或は賣買の一種として認められたりと雖も十五世紀の末に迄は始めて獨立したる一種の法律行爲として認識せらるゝに至りたり。此契約には一方に保險者ありて偶然なる事故の發生を條件として財産の供給を約し他方には保險契約者ありて報酬を約するか故に雙務契約なること多言を要せずして明なり。從て雙務契約に關する一般の法則は總て保險契約に適用せらるべ

きものとす。

保険契約は箇々獨立の契約に付て觀察するときには委運契約なりと云ふとを得るも規律ある大計畫に於て保険契約を全体より觀察するときには決して委運的の性質を有するものに非ず。

又保険契約を以て最上の誠意を要する契約なりすることは屢學者の論ずる處なりと雖も誠意を要することは保険契約以外の契約に於ても存する所なるのみならず、保険契約にても或る種類のものに至りては殆んど之を要することなし。故に保険契約は普通他の種類の契約に比し誠意を要すること稍多しと言ふは敢て不當に非ざるも、之を以て保険契約の性質とするは不可なり。

保険契約は商行爲なるや否や、保險者より見ると保險契約者より見るとによりて區別あり。

(イ) 保險者か保險を營業とするときには保險契約は商行爲なり、否らざるときは商行爲にわらず。相互保險に於ては各員は保險者たると同時に被

保險者たる位置を有する者にして營利を目的とする者にわらざるか故に商行爲にわらず(二六四第九號)。

(ロ) 保險契約者は保險契約に依りて利を得んと欲する者にわらざるか故に其行爲は商行爲にわらず。保險契約者の行爲は營業として爲すことを得ざるものなり。

斯の如く保險契約は保險者の爲めに商行爲となり保險契約者の爲には商行爲とならざるも商法第三十二條の規定に従ひ何れか一方の爲に商行爲たる場合には常に商法の規定を雙方に適用することとなる。

第四章 保險契約の當事者

第一節 當事者

保險契約は一種の獨立したる契約なるか故に二方の當事者あることを要す。其一方は保險者にして他方は保險契約者なり。保險契約は一個人に依りて爲すことを得ざるにわらず又孤立の契約も保險契約たるに妨げな

しと雖も、廣く世上に行れ且つ經濟上に重規せらるゝ所の者は一個人が經營する處の保險若くは孤立の保險契約にあらすして團體の方法により之を營業とする者なり。一般に保險契約に付きて曰ふときは商行為を爲し得る能力を有する者は總て保險者と爲ることを得。保險事業を營業とする場合に於ては政府の免許を要すること多數の立法例なり。我國に於ても保險事業は政府の免許を得るにあらされは之を營むことを得ず、且つ事之を營む者は株式會社又は相互保險會社に限る(保險業法二)。團體にて保險業を爲す者に二種類あり。營利保險會社及び相互保險會社は是なり。

(一) 營利保險會社 營利保險會社とは保險契約の締結を營業とし之によりて利益を得ることを目的とする所の株式會社なり。

(二) 相互保險會社 相互保險會社とは同一の危險により脅さるゝ所の數人か相集りて互に救助せんとを約する所の社團法人なり。此社團法人は利益を目的とする者にあらさるか故に其行為は商行為にあらす、從ひて其團體も亦商事會社にあらさるなり。

近世、英、佛、獨の諸國に於ては營利保險會社と相互保險會社との混淆したる者を見るに至れり其方法に二種あり。

第一は相互保險會社にして社員にあらさる者と保險契約を締結し、

第二は營利保險會社にして其純益の一部を被保險者に配當する者は是なり。

第二節 保險契約者(被保險者)

保險契約に於て保險者に對するものは保險契約者なり。此は保險者が約する處の危險負擔の義務に對し報酬の支拂を約する者なり。保險契約は之によりて危險の保險を得ることを目的とするものなるか故に多數の場合に於て報酬の支拂を約するものは同時に危險の擔保を得る者なりと雖も、時としては二者同一人ならざることあり。之を以て法律の規定及び説明に於ては保險契約の固有の當事者を保險契約者と稱し此契約に因りて危險の擔保を得る所の者を被保險者と稱するを便利とす。被保險者とは保

險契約に依り保險者に對して獨立且つ固有の權利を有するものを云ふ。
 保險契約者は自己の名を以て第三者の利益の爲めに保險契約を締結する
 場合あり。此場合には契約上の權利を有する者即ち被保險者は其第三者
 なり。此場合に於て第三者は權利を有するのみに止まり保險料を支拂ふ
 義務なく、保險契約者は保險料を支拂ふ義務あるも賠償額請求の權利を有
 することなし。此の如く第三者の爲めにする契約の有効なることは民法
 第五百三十七條の認むる所なり、唯た第三者の爲めにする保險契約に於て
 は此種の他の契約と異り第三者は債務者に對し利益享受の意思を表示せ
 ざるも契約の締結に固り當然其契約上の利益を享受す(民法五三七、五三八、
 商法四〇一、四〇二)。

第五章 保險契約の媒介

保險事業は最も手廣く最も多數の保險契約を有するにあらざれば充分に
 其效用を完ふすること能はざるか故に保險者は爲し得るだけ多數の保險

契約を締結するに付き便宜の方法を採らざるへからず。保險仲立人は保
 險會社の爲め廣く被保險者を募集し保險契約の媒介を爲す。此他、保險代
 理商なるものありて一定の保險會社の爲めに平常保險契約の代理又は媒
 介を爲す。此代理商と保險會社との法律上の關係は其間の契約によりて
 定まるものにして或は保險契約の代理を爲す權利を有することあり又或
 は單に之か媒介を爲すに過ぎざるものあり。此代理商は保險會社の使用
 人にあらず又其商店は會社の支店にあらず。

代理商か保險者の爲め契約を締結する權利を有する場合に於ては保險契
 約者か其者に對して爲したる重要事項の通知は直接に保險者に對して爲
 したる場合と同一の効果を生ずるも然らざる場合に於ては代理商に對し
 て重要事項の通知を爲すも代理商か之を保險者に通知せざりしときは其
 効果を生ぜざること一般の代理の法則に依りて明なり。

保險契約者も亦仲立人の手を経て保險契約を締結することあり。運送人
 の如く日常多數の保險契約を爲す必要あるもの又は保險事業に通曉せざ

る者に於て殊に然とす。

二四

第六章 保険契約の締結及内容

第一節 保険契約の締結

保険契約は一の諾成契約なり、故に當事者間に於て契約の要素に付て意思の合致ありたるとき直に成立す。保険契約者より保険申込書に重要事項を記載して契約の申込を爲し、保險者之を承諾するに因りて成立すること普通なり。保險者は保險契約者の請求に依り保險証券を交付する義務あり、此証券は一の證據の具たるに過ぎずして契約の成立要件に非ず(商四〇三)。

契約の成立と同時に被保險者及び保險者の權利發生するを原則とす。故に被保險者は加害事實の發生したるとき保險者をして賠償額の供給を爲さしむることを得べく、保險者は保險料の支拂を請求することを得べし。然れとも時として被保險者の權利は契約の成立と同時に發生せざること

あり、換言すれば保險者の責任の始まる時と契約成立の時と同時ならざることあり。第一回の保險料支拂を以て保險の責任を生ぜしむる條件となしたる場合に於ては契約は意思の合致と同時に成立するも、保險者の責任は第一回の保險料の支拂ある迄發生せず。又航海に關する保險契約の如く一定の事業又は戰爭の如く一定の特別なる状態の繼續する間に於て生ずることあるへき損害の賠償を約するものにありては、其事業又は状態の開始する迄保險者の責任發生せざるは素より當然の事なり。

保險者の責任が未だ始まらざる間に於ては、保險契約者は契約の全部又は一部の解除を爲すことを得(商四〇七)。此場合に契約を解除するも、保險者は大なる損失を被るとなしと認めて法律は此規定を爲したるものなり。既に保險料の支拂ありたるときは、保險者は保險契約者に之を返還せざる可からず。然れとも其全部を返還せしむるに於ては、保險者をして契約締結の爲めに要したる手数料其他の費用を負担せしめ、且事業上の利益を失はしむるものなるを以て法律は此場合に保險者に與ふるに返還すべき保險

料の半額に相當する金額の請求を以てせり(商四〇九)。又保險者の責任の始むる前に於て保險契約者又は被保險者の行爲に因らして保險せられたる經濟上の利益の全部又は一部に付き保險者の負擔に歸すべき危険が生ぜざるに至りたるときは保險契約は其部分に就て效力を失ふ。此場合に於て保險契約者は既に受領したる保險料の全部又は一部の返還を請求することを得ると雖も(商四〇八)保險者も亦其保險料の半額に相當する金額を請求することを得(商四〇九)。其理由は前段に説明したる所と同一なり。

第二節 保險契約の内容

保險契約の内容として當事者間に合意せらるべき事項に要素と偶素との二つあり。此要素は保險契約の種類により異同あるか故に左に掲ぐる處の要件は必しも凡ての種類の保險契約に必要なにあらず。又或種類の保險契約は其中の一二を欠くも尙ほ有効に成立することを得へし。然れども普通保險契約に重要な關係を有するものなるを以て之を掲ぐ。

- 第一、 危険
- 第二、 保險の目的物
- 第三、 利益
- 第四、 保險期間
- 第五、 賠償額供給の種類及び範圍
- 第六、 保險料

第一款 保險の目的物及利益

第一項 目的物

保險の目的物とは被保險者に不利益を惹起すべき加害事實が發動する所の人又は經濟上の物を云ひ利益とは此目的物に對する加害事實の發動に因りて損害を蒙むるべき被保險者と目的物との間の關係を云ふ。我商法に於ては此利益を表示するに保險の目的なる語を以てせり(商三五八)。故に茲に曰ふ所の目的物なる語は商法に用ゐられたる目的なる語とは異なる

りたる意味を有することを注意すへし。

保険契約に於て其目的物に付き當事者間の合意を必要とする所以のものは之に依りて契約の範圍を確定し保險者をして財産供給の義務を負担せしむる所の加害事實は如何なる方面に向ひて發動すべき者なるやを明にせんとするにあり。若し其加害事實の發動すべき方面にして定まらざらんか保險者は如何なる場合に於て賠償額の供給をなすべきや明ならずして當事者の意思空漠に流れ到底法律上の效力を生ずる能はず。是保險契約の成立上原則として目的物に關する合意を必要とする所以なり。然らば如何なる物は保險の目的物となるを得るや此間に對しては苟も經濟的損害を惹起すべき勢力に依りて襲撃せらるゝ物は總て保險の目的物となすを得と答ふるを以て正當と信す。故に人若くは經濟上の物は總て保險の目的物たるを得。茲に經濟上の物と言ふは有體物は勿論債權債務の如き形體を有せざるものをも包含す。集合物を以て保險の目的物となしたるときは之を集合保險と稱す。此集合の保險に於ては集合物を組成する

所の物體の増減變更は毫も保險の成立に影響を及すことなし。唯其變更増減の爲め危險の變更増減を惹起したる場合に於ては契約の無効を生ずることあり。人の集合體も亦保險の目的物と爲すことを得。

保險の目的物は獨立の存在を有するものたるを要す。故に物の一部分は物理上たると理想上たるとを問はず保險の目的物とすることを得ず。

保險の目的物は先づ保險を求むる者の意思に依りて定まる。故に保險契約者は契約を締結するに當りては最も明瞭に保險の目的物を表示し錯誤なからしめざるへからず。目的物は附隨の狀況を表示するに依りて其何物たることを知り得る場合には敢て直接に之を表示せざるも充分なることあり。例へば貨物に關する保險に於て其船舶を表示するを以て足れりとする場合の如し。従物は主物と其運命を共にするものなるか故に主物を明に表示したるときは従物も亦保險の目的物となること普通の顯象なり。又穀物を粉に製造し又は羊毛を織物に編みたるか如く加工に依りて形體を異にし其他經濟的變更を生したる場合に於ても其原物たること確

實なるときは其變更の爲め保險の目的物に影響を來すことなし。唯其變更の爲め著しく危険を増加し又は變更したるときは契約の無効を惹起することあるを免れず。

學者の所謂義務保險に至りては第二章に論じたるか如く其加害事實は直接に一定の物又は人の上に發動するものにあらざるを以て此保險の目的物を表示するは甚だ困難とする所なり。然れども元來保險の目的物に付き當事者間の合意を要する所以のものは保險の明確を期するにあること既に論述せる所なるか故に、目的物の表示を爲すに困難を感じる場合に於ては敢て其表示を強制するの必要なく他に適當の方法を求むるに於て不可なることなし。是を以て義務保險に於ては或は間接の原因たる加害事實の發動すへき人又は物を表示し或は其加害事實自身を表示し因りて以保險の目的物を表示するに代ゆること一般に認めらるゝ所なり。

第二項 利益

利益とは人か一定の事實の發生に因りて財産上の損失を被るへき物若くは他の人との關係を云ふこと既に講述せる所なり。普通之を被保險利益と稱す。保險契約に利益を必要とする理由二あり。(一)は之に依りて有害なる賭博保險及び超過保險を避けんとすること(二)は同一物の上に於ける數多の異なりたる經濟上の關係を各獨立して保險に付することを得せしむること是なり。抑も保險は利益を保護することを以て目的と爲し之に依りて利益を取得することを許すものにあらざるか故に保險契約の成立するには必ず一定の利益あるを要す。利益なきに拘らず偶然なる事故の發生に因りて財産の供給を得んとするは保險に因りて利益を得んとするものにあらずして畢竟賭博を爲すに外ならず。斯の如きは決して法律の保護すへき所にあらず。而して此賭博保險を避くる爲めには保險者か爲すへき財産の供給を現實の損害ありたる場合のみに限定し且現實損害を被りたる者のみに賠償額請求の權利を與ふることを定むる必要あり。是れ經濟上に於ける保險の純理なりと雖も諸國の立法者は公益上弊害な

きものに限り利益の存在に付き証明を要せずして保険者に財産供給の義務を負はしむるを常とす。生命保険の或る種類の如き即ち是なり。保険の目的物と利益とは同一のものにあらず目的物は單一なるも之に關する利益は數多なることあり。例へば不動産上に所有權的利益と抵當權的利益と並存するか如し。而して同一の目的物の上に於ける數多の異なりたる利益は各獨立して保険に付することを得るなり。若しも目的物と利益とを混同し保険を以て目的物の上に成立するものとするときは同一の目的物上に數多の保險契約を締結することを得ざるべし。

如何なる利益は保險に付することを得るや是れ次に研究すべき問題なり。利益が保險に付せらるゝことを得るには左の條件を必要とす。

第一、其利益は經濟上の利益ならざるべからず。

經濟上の利益たる以上は其利益が法律に依りて保護せらるゝものなりと否とは問ふ處にあらず。又感情上の利益は保險に付することを得ず。系譜の如きものは之を有する家の爲めに最も重要なる物なりと雖も是

れ感情上の利益にして經濟上の利益にあらず。商法第三百八十五條の規定に依れば保險に付することを得る利益は金錢に見積ることを得るものたるを要す。

第二、利益は偶然なる事故の發生に因りて損害を被るべきものならざるべからず。

保險の目的は損害賠償にあり。故に損害を被ることなき利益は保險に付することを得ず。其の損害は直接の損害たると間接の損害たると將た得らるべき利益の喪失たるとを問ふことなし。茲に注意すべきことは利益と危険との關係是なり。保險せらるべき利益は一定の危険と因果の關係を有し加害事實の發生に因り損害を被るべきものならざるべからず。

第三、利益は法律に於て許されたるものならざるべからず。

公の秩序又は善良の風俗に反する事項より生ずる利益は保險に付することを得ず。若しも之を許容するときには此等の不正の事項を成就せし

め又は少くとも之を補助する結果を見るに至るへければなり。利益の不法なることは或は其目的物との關係を法律が經濟上許す可きものと認めざるより生ずることあり(例へば奴隸の賣買、人の生命身體を賭して利益を計るか如し)或は目的物の存在若くは其の效用を法律が禁制するより生ずることあり(例へば製造を禁せられたる爆發物又は工場に於て使役するを許されざる幼年者に關する利益の如し)又或は法律が一定の人を除くの外他の者に利益を與へざるより生ずることあり(例へば火藥銃砲の製造、販賣を或者に限り許すか如し)。又法律の禁止は一時なることあり。其禁止せられたる期間内に於て締結せられたる保險契約は素より無効にして其禁止の廢せられたる後と雖も有效のものとなることなし。反之契約の成立後に新に發布せられたる法律に依り禁制せられたる場合に於ては契約は其時より將來に向ひ效力を失ふに止まる。

第四、其利益は法律に依り保險に付することを禁せられざるものたるを要す。

法律が認むる所の經濟上の利益は總て保險に付することを得るを原則とするも或經濟上の利益は假令不法ならざるも法律が明文を以て保險に付することを許さざるものあり。例へば舊商法第九百五十三條第三項に於て保險に付することを禁せられたる船舶乗組員の給料及び報酬の如し。

以上四個の條件を具備する處の經濟上の利益は總て保險に付することを得。將來に得べき収益は保險に付することを得るや。二三の外國法律に於ては明に法律を以て是を許したる場合に限り將來の収益を保險に附することを許すものありと雖も、多數の立法例は敢て之を禁止せざるか如し。我商法に於ても特に之を禁ずる明文なきを以て見るも保險に附することを許すものなること疑を容れず。此種類の保險に付き注意すべき要點は其収益は一方に於て將來に獲得せらるゝことの必然なるを要せざると同時に他方に於て架空の思想ならざるを要す。換言すれば其収益は事物の成行きに従ひ之を獲得し得べきものならざるへからず。(例へば翌年の收

2.

種又は製造場の収益の如し。利益は保険の最大要素なり然れとも保険契約締結の當時に於て現存することを必要とせず。將來に於て利益を發生すべき場合に於ても尙ほ有効に保険契約を締結することを得。蓋し保険契約に利益を必要とするは有害なる賭博保険を防止せんとするに在り。然るに契約の當時利益存せざるも後日保険期間中に於て利益生ずるときは決して賭博保険の弊害を生ずる恐なし。要するに保険契約の有効に成立するには加害事實の發生する時期に於て利益の存在するを以て足れりとす。利益に關する合意は如何にして成立するや。此問題は利益の種類及び利益を有する者の二者に分ちて説明するを便宜とす。保險せらるべき利益の種類は明示若くは默示に保險契約者より通知せられざる可らず。普通保險の目的物を示して保險契約を締結したるときは其目的物の上に存する所有權的利益を保險に付したるものと看做す。所有權的利益とは所有者が有する所の經濟的利益を云ひ其利益を有するも

のは必ずしも所有權者たることを要せず所有權者が有すると同様の經濟的利益を有するものなれば可なり。買主が未だ物の引渡を受けざる間に於て賣主は所有權を有せざるも物の滅失に付き所有權者と同一の危険を負擔する場合に於て賣主の利益は尙ほ之を所有權的利益と稱することを得。保險せらるべき利益は決して法律上の意義を有するものにあらざるも多數の經濟的利益は法律の保護を受くるものなるか故に其利益の内容を表明するに所有權的利益又は抵當權的なる語を用る以て説明の便を計ること廣く行はるゝ所なり。

當事者間に於て利益の種類に關する合意完全に成立するときは多くは保險契約の範圍を明確ならしむることを得と雖も數人が同一物の上に數多の利益を有する場合に於ては利益の種類を定むるのみを以ては未だ其の孰れの利益を保險に付するものなるやは明ならず。之を定むるには利益を有する者を明にするの必要あり。種類によりて定まりたる利益を客觀的利益と云ひ利益を有するものに依りて定まりたる利益を主觀的利益と

云ふ。故に此客觀的及び主觀的の利益定まりたるるとき利益に關する合意は完全に成立したるものと云ふことを得るなり。利益を有するもの、何人なるやは保險者か負擔する所の危險を測度するに付き重要な關係を有するものにして、保險の目的物か保險の繼續中被保險者の監督の下にある場合に於て殊に然りとす。故に保險契約者は契約を締結するにあたりては、全く又は單に、自己の爲めにあらざることを保險者に通知するの必要あり。若しも之を通知せざるときは全く自己の爲めにするものと推定せらる。

是より被保險利益の價額即ち保險價額に付て説明を爲すへし。此價額は保險者か供出すべき賠償額の最高額即ち保險金額を量定するに付きて最高限度を爲すものにして、保險者は保險價額より以上の賠償を爲す義務なし。又保險價額は保險者か供出すべき賠償額と重要な關係を有し、若しも契約の當時に於て合意せられたる一定の保險價額あるときは、保險者は其保險價額の割合に於て損害を賠償せざるべからず。故に此保險價額の性

質を明かにするは保險契約の研究上忽にすべからず。

保險價額は契約の當時に於て當事者か豫め之を定むることあり、又定めざることあり。豫め之を定むるは加害事實の發生したるときに於て被保險利益の價額を算定するとの困難を避けんとするにあり。此豫定價額は固より當事者間に於てのみ效力を有し、第三者を羈束するものにあらす。而して果して當事者間に有效なる豫定ありたるや否やは契約の解釋によりて定まるものとす。保險契約者か保險の目的物の價額を表示し、此價額に相當する所の保險金額に付き當事者間に合意ありたるときと雖も、此合意のみを以て直ちに保險價額に付き合意ありたるものと視ることを得ず。何となれば、目的物の價額及び保險金額は、保險價額と重要なる關係を有するに拘はらず、全く之と同一物にあらざればなり。

豫定の保險價額か被保險利益の現實の價額に超過するときは、保險者は利益なければ、保險なしとの原則に基き、之に對して異議を主張し、眞實の價額まで減額せしむることを得。然れども、此減額の請求は豫定價額か眞實の

價額に著しく超過する場合に於てのみ爲すことを得。是れ些細の差異に關し異議を主張することは徒に費用と時間とを消費するに過ぎずして實益なきか故なり。保險價額の著しく過當なることは保險者に於て證明する責任あり、通常鑑定人の評價によりて定むべきものとす。豫定價額の減少したるときは保險金額か此減少したる保險價額に超過する部分に於て保險契約は保險者を羈束せず(商三九四)。

保險價額か合意上豫定せられざる場合に於ては被保險利益か現實固有する所の價額を以て保險價額と爲す。此價額は或場合に於ては被保險利益の性質上明瞭なることあり。例へは一定の金額の給付を目的とする債權を保險に附したる場合の如し。之に反して被保險利益の性質上明瞭ならざる場合に於ては鑑定人の評價に依り定めざるへかず。鑑定人の評價は被保險利益か契約の時及び場所に於て有する價額を以て標準とすべきものとす。運送保險及び海上保險に於ては特に法律の定めたる算定法あり(商四二四、六五六、六五七、六五八)。

保險契約者か保險價額の一部を保險に附したるとき之を不足保險と稱す。即ち不足保險は保險金額か保險價額に充たざる保險契約なり。此場合に於て保險者は保險金額の保險價額に對する割合を以て損害を賠償すべきものとす。是れ保險金額は賠償額の最高額を示すものにして畢竟保險者か負擔する危険の程度を表明するものなればなり(商三九一)。

保險金額か保險價額を超過するとき其保險契約を超過保險と稱す。此場合に於て保險契約は其超過するか爲め全部無効となるとなく唯其超過する部分に限り無効となる。是れ利益なければ保險なしとの原則の適用に外ならず。超過保險は一個の保險契約に因りて生ずることあり又數個の保險契約に因りて生ずることあり。數個の保險契約に因りて生ずる場合には所謂重複保險に關する規定を適用すべきものとす。重複保險とは同一の被保險利益に關して同一の危険に對し同一の保險期間を以て爲したる數個の保險契約を謂ふ。此數個の保險金額の總額か保險價額に超過せざるときは其數個の保險契約は孰れも完全に有効にして加害事實發生し

たるとき各保険者は不足保険の原則に従ひ保険金額の割合に應じて損害を賠償せざる可らず。反之保険金額の總額が保険價額に超過する場合には、は稍困難なる問題を生ず。即ち保険契約は其超過する部分に付き無効なると勿論なるか故に各個の保険契約は幾何の割合に於て無効となるべきや、換言すれば如何にして各保険者の負擔部分を定むべきやの問題を生ず。此問題を決定するには二個の場合を區別して論究せざる可らず。

第一、數個の保険契約が時を同ふして締結せられたる場合
此場合に於ては數個の保険契約の中孰れを先とし孰れを後とすることを得ざるか故に各個の保険契約は無効の制裁を受くるに付ても亦同等の地位に立たざる可らず。而して之に同等の制裁を與ふるには各個の保険契約は其保険價額が保険金額の總額に對する割合を以て保険價額を分配したる部分に於て有效なりとするを以て最も公平を得たるものと爲さるへからず。何となれば保険金額は保険者が負擔する危険の程度を示すものなるか故に之を標準として保険者の責任を定むること至常なればなり

(商三八七第一項)

數個の保険契約の日附が同一なるときは其契約は同時に爲されたるものと推定す。此推定は固より單純の推定に過ぎざるを以て反證を擧げて其否らざることを主張することを得(商三八七第二項)。

第二、數個の保険契約が時を異にして締結せられたる場合

此場合に於ては前の保険契約は後の保険契約の締結ありたるか爲め其效力に影響を被るべきものにあらざる全部有效なり。反之後の契約は前の保険契約によりて擔保せられざる所の保険價額の存する部分に限り有效なり。故に前保険者が先づ損害を負擔し其負擔部分か損害全部を補償するに足らざるとき後の保険者は其不足部分を負擔するに過ぎず。若し又前の保険契約に於て保険價額の全部を保険に附したるときは後の保険契約は全部無効なり但し左の場合に於ては後の契約は有效なり。

(イ) 前の保険者に對する權利を後の保険者に讓渡することを約したるとき
(ロ) 前保険者に對する權利の全部又は一部を拋棄すべきことを後の保険

者に約したるとき、

(六) 前の保険者が損害の填補を爲さざることを條件としたるとき、以上三個の場合は超過保険を無効とする原則に對し例外を爲すものゝ如しと雖も其精神より考ふるときは決して例外を爲すものにあらず。蓋し超過保険を無効とするは被保険者をして同一の利益に關し重ねて賠償額を得せしむることを禁し以て賭博保險の弊害を避けんとするにあり。然れとも前掲三箇の場合に於ては後の保險契約を有効とするも被保険者は決して同一の利益に關し二重の損害賠償を受くることなし。是れ法律が之を有効とする所以なり(商三八八、三八九)。

第二款 危険

第一項 危険事實

保險契約は偶然なる經濟的加害事實の發生したるとき財産を供給せんことを約する契約なり。故に保險者をして此財産供給の義務を生せしむへ

き加害事實を一定することは保險契約の成立上必要缺くべからざるものとす。危険と危険の原因たる加害事實とは同一物にあらず。經濟上損害を惹起すべき事實を危険事實と言ふ。危険事實に關する合意は必ずしも明示なるを要せず、法律により又は慣習により或種類の保險契約に付き保險者の責任を生せしむべき危険事實として見るべきもの一定せる場合に於ては殊に之を明定するの必要なく唯如何なる種類の保險契約を締結するものなるかを明にするを以て足る。當事者が合意を以て法律上又は慣習上定まりたる危険事實の中に於て取捨を爲し得ること勿論なり。危険事實の種類は千差萬別なりと雖も之を大別して自然力の作用に出づるものと人爲に因るものとの二と爲すことを得。暴風雨、洪水、地震等は自然力の作用に出づるものにして、戦争、變亂、竊盜、破毀等は人爲によるものなり。又自然力の作用は自然に發生するものと人爲によりて發生するものとあり。例へば放火等の如し。危険事實か人の行爲、不行爲なる場合に關しては左の諸點に注意することを要す。

- 一、被保險者又は保險契約者か自己の行爲不行爲によりて損害を惹起したる場合に於ては保險者に損害賠償の責任なきを原則とす。是れ偶然なる加害事實と云ふを得されはなり。然れども其損害か被保險者等の悪意又は重大なる過失に因らずして生じたるときは保險者は賠償を爲さざるへからず(商三九六)。
- 二、加害の行爲不行爲は法律に違反する行爲不行爲なることあり。放火殺傷竊盜の如し。保險契約者又は被保險者か背法の行爲を爲したる場合に於て之より生じたる損害は保險者之を賠償するの責任なし。然らされは保險契約は背法の行爲を獎勵するの結果を生ずるに至るへし。
- 三、戦争は人爲の中に入るべきものとす。戦争の危険は保險者之を負擔せざるを以て原則とす(商三九五)。是れ戦争は一時に莫大の損害を惹起し其危険非常に大にして合理的なる保險事業を困難ならしむるか故なり。之を以て特約なき限りは保險者は戦争より生ずる損害に付き賠償の責任なし。保險法に於て戦争と云ふは敢て國際公法に所謂戦争の觀念を

基礎とするものにあらすして事實上の状態を以て基礎とするものなり。何となれば保險者か負擔することを欲せざる危険の増加は此事實上の状態によりて生ずるものなればなり。故に國際公法に於ては戦争として認むることを得ざるものにて互に兵力に因りて國家の主權を主張するものあるときは保險法は之を以て戦争の状態に在るものと云ふことを得るなり。戦争の時に關する範圍に付ても亦之れと同しく實際上の状態を以て判定すべきものとす。故に國際公法に於ては戦争は宣戦の布告を以て始まり平和條約の締結を以て終るものなりと雖も保險法に於ては實際戦争的運動の始まりたるときに始まり戦争的運動の休止を以て戦争の終とす。戦争の場所に關する區域に付ても亦之に同じ。保險に附せらるゝ危険事實は一又は二、三なるを普通とす、火災、爆發、降霜、死亡の如し。然れども海上保險及運送保險に於ける危険事實は總括的なり。即保險者は航海又は運送に關し生ずることあるべき總ての損害を賠償すべきものにして其損害を生せしめたる危険事實の如何は敢て問ふ處にあ

らす。又危険事實は外部より保険の目的物に對して發動するを普通とすれとも内部の性質より損害を生ずることあり。保険せらるゝ利益の性質若くは瑕疵、自然の消耗より生ずる損害は當然生ずる損害にして偶然の事故より生じたる損害と云ふこと能はず、從て保險者は此等の損害を賠償する責任なし(商三九六)。

危険事實は其發生若くは發生時期の豫知すべからざるものたることを要す。商法第三百八十四條に偶然なる一定の事故と言ふは此意なり。加害事實は多くの場合に於て非常のものなりと雖も必ずしも非常なることを要せず。婚姻を爲すか如き、一定の年齢に達するか如き、兵役に就くか如きは固より非常のことにあらず。然れとも猶之に關して保險契約を締結することを得。唯其の發生の全く非常にして且最も稀に發生する危険事實は保險に付することを得ざるものとすること普通なり。戦争、變亂、地震の如き其發生するや一時に多數の人に大なる損害を蒙らしむる危険事實に於て殊に然りとす。此等の事實は其發生すること最も稀にして損害も極

めて大なるか爲め保險事業の合理的營業を困難ならしめ且保險料の額も甚だ莫大ならざるを得ざるか故なり。

危険事實は必ず將來に存するものならざる可らず。然らざれば危険なるもの存在することなし。故に危険事實既に發生したる後若しくは其發生せざること確定したる場合に於て保險契約を締結するも其契約は要素たる危険を缺くか爲り無効なり。然りと雖も其論理を絶對的に適用するときは實際上の不便少からず。保險契約を締結するものは其被保險利益に關する状況を詳にすへきこと勿論なりと雖も、時としては之に關して完全なる智識を有せざることあり。斯の如きことは海上保險に於て屢々見る所にして、契約締結地より遠く隔たりたる地に在る所の船舶又は貨物を保險に付するときは當事者は其船舶又は貨物か契約當時如何なる状態にあるや知り得べからず。斯の如く當事者か危険事實の既に發生したるや否やに關して全く智識を有せざるときは其危険に對する當事者の地位は將來の危険に對する場合と同じく保險者か危険を判斷するに付ても普通の

場合と異なることなし。故に危険に關する原則に例外を設け契約の當時危険事實既に發生し又は發生せざることとなりたる場合に於ても或制限内に於て其保險契約を有效とするは實際上甚た必要にして亦弊害なき所なり。危険事實は客觀的に將來のものなるを必要とせず主觀的に將來のものなるを以て足れりとするに於て海上保險に於て認められたる所に於て此法則は漸次他の種類の保險にも適用せらるゝに至れり。我商法第三百九十七條の規定によれば危険事實既に發生したるとき又は發生せざることとなりたる時に締結せられたる保險契約の有効なるには當事者の雙方及び被保險者が共に善意なるを必要とす。當事者及び被保險者の善意若くは惡意は契約當時に於て判斷すべきものなり。従ひて契約の當時に在りて善意なりしときは後に至り危険の有無を知りたる場合に於ても其契約は無効と爲すことなし。此點に付き契約の無効なりと主張して責任を免れんとするものは契約の當時相手方が惡意なりしことを證明せざる可らず。

危険に關する合意は危険事實を定むることによりて成立すること一般の原則なりと雖も時としては其危険事實によりて生ずる所の損害に關する合意をも必要とすることあり。即ち保險者は時としては一定の種類損害のみを賠償し或は一定の種類損害は之を賠償せざるべきことを特約することあり。又全部の損失に付てのみ責任を負ひ一部の損害に付ては責任を負はざること又一定の價額に達せざる損害は之を賠償せざる可きことを約するは屢々行はるゝ所なりとす。斯の如き特約は素より契約の當時明かに合意せらるゝことを要す。

第二項 危険の程度(告知義務)

保險の目的物が受くる所の危険の程度は種々なる事情の存在するや否や其事情の發生するや否やに由りて大に異なるか故に、此等の事情を知ることは保險者が負擔する所の危険を判斷するに付き最も緊要とする所なり。此等の事情を講學上危険事情と云ふ。

危険を判断するに重要な事情を種類によりて分類するときは左の如し。

- (一) 保険の目的物の性質 例へは船舶の年数、人の健康、家屋の構造等の如し。
- (二) 目的物が存在する場所の関係 例へは船舶が存在する場所即ち港灣、海上、火災の恐れ多き家屋の近傍の状況、人の健康を害すへき住所、爆發物を搭載したる船舶等の如し。
- (三) 目的物が受くる處の權力關係殊に目的物を監督する人の性質 例へは目的物が注意深き人の監督の下にあると否とに依りて危険の程度を異にするか如し。
- (四) 目的物の效用即ち目的物が使用せらるゝ所の状況 例へは火災を惹起し易き目的の爲めに家屋又は船舶を使用し又工業用に牛馬を使用し又は人が危害多き職業に従事するか如し。
- (五) 被保険者が立つ所の法律關係及び此法律關係を支配する所の法律の規定 例へは第三者の行爲に因りて損害を生じたる場合に被保険者が

其加害者に對して賠償の請求權を有するや否や、保險者は被保險者に賠償を爲したる後其第三者に對して要償權を行ふことを得るや否やは危険の程度に大なる關係あるか如し。

危険事情の存否は時に關して左の三種に分類することを得。

- (一) 危険事情の存在と不存在とか純然たる歴史的事實なること換言すれば其存否は動すへからざること。例へは家屋、船舶が一定の構造を有すること、人が一定の年齢に達すること又は或物が一定の種類に屬すること等の如し。此等の事情は存在するか存在せざるかの中に在りて純然たる歴史的事實なり。
- (二) 危険事情は契約當時に存在するも契約の繼續中に於て消滅し又は變更することあり。例へは家屋の近隣の情態、船舶の積荷、人の職業の如し。
- (三) 危険事情の存否に關する問題は將來に於て決定せらるへきものなることあり。即ち此の問題は一定の危険事情の發生するや否やの問題と同一なることあり。例へは孤立の家屋が將來隣家を有するに至るや否

や人が將來危害多き職業に従事するや否やの問題の如し。此等の場合に於ては保險者は其危険事情の發生せざるべきことを希望し、保險契約者も亦原状を維持せんことを約定せるものなるか故に、其事情發生したるときは或は契約を當然無効ならしめ或は一定の條件の下に之を繼續せしむる所の効果を生ず。

一定の危険事情の存在すること若くは存在せざることは普通の状態として認めらるゝことを得る場合に於ては殊に此點に關し契約を爲さざる限りは其存在又は不存在は前提條件として當事者間に默認せられたるものと看做さる。例へば船舶か一定の航路に於て一定の港に寄港すること又は人家に燃焼し易き物の一定の數量を蓄積すること等の如し。唯此等の危険事情の存在せざることを條件として契約を有效ならしめんとする場合に於ては當事者間に明なる合意あることを必要とす。又普通の状態として認むることを得ざる事情に付ては當事者か契約を締結するや否や又如何なる條件を以て契約を締結するや否やを定むるに當り充分なる知識

を有せざるへからず。而して此判斷を爲すには其事情を知れるものより知らざるものに對し之を通知する必要あり。然るに保險契約者は危険を軽減する所の事情を知るに於て利益を有し、保險者は危険を重からしむる所の事情を知るに於て利益を有し、且つ互に之を相手方に知らしめざることを利益とするか故に往々重要な危険事情を互に通知せざる弊あり。然れども保險法は此の如き弊害を觀過すべきものにあらすして各當事者をして互に其知れる事情を相手方に通知すべき義務を命し之に違反するときは重き制裁を加へざる可からず。唯實際に於て保險の目的物若くは利益の状況を最も能く知悉するものは保險契約者なるを以て法律が主として危険事情の通知義務を規定するは保險契約者の方面にあり。保險契約者の負擔する所の此義務を講學上告知義務と稱す。以下之に關する原則の概要を説明せん。

保險契約者の告知義務の普通の状態を越へて危険を増加する處の事情を明かにし特別の状態として認むべきもの之なきときは總ての危険事情を

明かにするを以て目的となす。而して其告知すべきものは過去、現在及將來の事實なり。告知義務の履行を容易ならしむるが爲め、保険者は保険規約の中に告知せらるべき危険事情を列記し又は保険申込書中に種々の質問を設け、保険契約者をして一々之れに對し解答をなさしめ、以て其記載せられたる事情に付き告知を必要とするを知らしむること普通に行はるゝ所なり。若し一定の危険事情の存否が將來に係るものなる場合に於ては、保険契約者の陳述は其事情が發生するや否やに關する自己の意見を發表するに過ぎず。又其事情の發生如何か、保険契約者又は被保険者の行爲に係る場合に於ては、將來其事情をして發生せしめざらんとする自己の意思を表白するものなり。契約の當時現存せる危険事情が將來變更を受くべきものなる場合に付ても亦同し。

保険契約者が完全に告知義務を履行したるや否やを判断するに付ては、其危険事情は實際に於て真正に存在すること若くは存在せざることを必要とするや將た告知者に於て其存否を真正なりと信したるを以て足れりと

するや、換言すれば告知義務に關する法律の規定は、保険契約者の主觀的眞正を要するものなるや將た其告知の主觀的眞正を要するものなるやは之れ重要な問題なり。若し告知の客觀的眞正を要するものなりとせば一定の危険事情の存否は、保険契約の前提條件として看做さるべきものなるか、故に假令保険契約者が告知義務を履行するに當り誠實に背きたる責任なき場合に於ても其契約は無効なり。商法第三百九十八條には、保険契約の當時、保険契約者が悪意又は重大なる過失より重要な事實を告げず又は重要な事項に付き不實の事を告げたるときは其契約は無効とすと規定せり。故に保険契約者が善意にして且つ重大なる過失なかりしときは重要な事實を告げず又は不實の陳述を爲したる場合に於ても其契約は有効なり。

保険契約者は告知すべき危険事情の全部を正當なる時期に於て相當の方法により相當の人に對し眞實に通知せざるべからず。左に告知すべき事實の種類、其内容、告知の時期、其方法、告知を受くる者及び告知義務の不履行

による効果を數項に分ちて説明すへし。

第一、告知すへき事實の種類

(イ) 保険契約者が告知すへき義務あるものは事實に限る。保険の目的物の運命に對する若痛の感覺若くは死の覺悟若くは夢想の如き純粹なる心理的現象は之を告知する義務なし。

(ロ) 其事實は保険者をして自ら負擔する所の危険を判断せしむるに足るものならざる可からず。保険契約者が嘗て他の保険者に對し保険契約を申込み拒絶せられたること嘗て重き疾病に罹れること嘗て放火罪に依て處刑を受けたること等の如く其事實自體は直接に危険の程度に關係を有せざるも保険者が危険を判断するに付て間接に影響する所のものも亦告知せらるへきものなり。

(ハ) 其の事實は保険せらるゝ利益の性質上當然推知し得へからざるものたるを要す。然らざるものは保険者に於て之を知ることを得るか故に敢て保険契約者より通知するの必要なし。

(ニ) 其事實は重要ならざるへからず。即ち保険者が契約を締結するや否やを判断するに付き影響を及ぼすへきものならざるへからず。然らば如何なる事實は之を重要な事實なりと謂ふを得るかと云ふに若し保険者が其事實を知りたらんには全く契約を締結せざりしか又は異なりたる條件の下に契約を締結せしならんと認め得るものならざるへからず。然れとも保険者が其事實を知りたらんには契約を締結せざりしことの確的なることを必要とせず。事實重要なりや否やは客觀的の事由により決定せらるへきものなり。而して之れを決定するには商業社會の一般の思想に基き全く利害の關係を有せざる者の公平なる意見によるを必要とす。二三の保険者か之れを重要なりと認めたりと云ふか如きは此決定の基礎をなすものにあらず。性質上重要な事實は假令保険者が保険申込書の中に之に關する質問を設けて保険契約者の解答を求めたるときと雖も之か爲め重要ならざる事實とならざりし。又之と同一の理由により性質上重要なら

さる事實は保險者か保險申込書中に之に關する質問を設け保險契約者の解答を求めたるときと雖も之か爲め當然重要な事實となることなし、唯保險者か特に其の質問を設けたる事實の存否に重きを置き之あるときは契約を締結せざると確的なりし場合に於ては保險契約者は之を告知せざるへからず。若し之を告知せざりしときは契約は無効となる。然れとも之れ契約の實質に關する錯誤を原因として其契約を無効とするものたり、決して告知義務の不履行を原因として之を無効とするものに非らず。何となれば告知すべき事實の重要なりや否やは客觀的事山により定まること前述の如くなればなり。

第二、告知すべき事實の内容

(イ) 保險契約者は重要な事實の全體を告知するの義務あり。數多の重要事項中其一を告知せざりし場合に於ても保險契約者は完全に告知義務を履行せざる者として其責に任せざる可らず。抑事實の告知を爲すには其事實に付き知識を有するを必要とす。告知事項の知

識は告知義務の前提條件なり。故に保險契約者に告知義務違反の責ありと主張する保險者は其告知事項に關する知識を證明せざるへからず。然らば其知識は何人に於て存在するを必要とするか。(一)保險契約者の知れる事實は固より告知せざるへからず。(二)保險契約者か代理人に因りて契約を爲す場合に於ては其代理人か知れる事實は之を告知せざるへからず。單に保險契約者の意思を傳達するに過ぎざる使者、脚夫の如き者か知れる事實は告知せざるも妨なし。(三)保險契約者か第三者の爲めに保險契約を爲す場合に於て第三者か知れる事實は告知の義務ありや。商法第三百九十八條は保險契約者か悪意又は重大なる過失に因りて重要事項を告知せざりしとき契約を無効とするものなるか故に、此場合に假令第三者か之を知れるも保險契約者之を知らざりしときは敢て告知するの義務なし。但し保險契約者之を知らざりしことか悪意又は重大なる過失に因らざることを必要とす。

(ロ) 保険契約者は保険契約を完成するに至るまでの間に於て知り得たる重要事實は總て之を告知せざるべからず。

(ハ) 告知事項の知識は告知義務の前提條件なるか故に保険契約者は自己の知らざる事實は之を告知せざるも告知義務の違反とならず。然りと雖も此單純なる理論を貫徹するときには保険契約者が故意に知識を得ることを避けたる場合に於ても之に制裁を加ふる能はざるに至り弊害百出するを防止する能はず。商法第三百九十八條には保険契約者が悪意又は重大なる過失に因り重要なる事實を告げず又は重要なる事項に付き不實の事を告げたるときは云々とあり。爰に悪意とは保険契約者が其重要事項を知れるに拘はらず之を黙秘し又は不實の陳述を爲したる場合は勿論其重要事項に付き故意に知識を得るとを避け之を告知せざりし場合をも包含するものと確信す。又重大なる過失に云々とあるは保険契約者が重要事項を知れるに拘はらず之を告知せざりしこと又は不實の陳述を爲したることか其重大なる過

失に因れる場合は勿論其重要事項に付き知識を得ること容易なるに拘はらず之を知るとを爲さざりしか如き場合をも包含するものと解釋すべし。例へば保険者より一定の重要事項に付き陳述を求められたる場合に於て其調査を爲すこと容易なるに拘はらず之を等閑に附し正確なる陳述を爲さざりしか如きは明かに重大なる過失あるものと云ふを得べし。而して保険契約者に悪意又は重大なる過失ありしや否やを判断するに付ては其告知事項か險保契約者若くは被保険者の一身に關するものなるか或は全く他人に關するものなるか、其事實ありてより經過せる日時の長短其事實ありし場所の遠近等は重要な關係を有す。

(ニ) 保険契約者が明確なる陳述を爲し得るに拘はらず特に不明瞭なる言語を以て之を告知したるときは完全に告知義務を盡したるものと云ふべからず。

第三 告知の眞正

保険契約者は重要な事項に付き真正なる告知を爲さるへからず。保険契約者は自ら知らざる事實を告知する義務なしと雖も告知事項に付き知識を有せざりしとは其告知の不正に對する責任を免るゝ理由とならず。故に知れるものに付ては其眞實を陳述し、知らざるものに付ては知らざる旨を答へざるへからず。既に前述せる如く我商法は告知の眞正なるには保険契約者の主觀的眞正を以て足れりとし敢て客觀的眞正を要せざるが故に、保険契約者の告知したる處か偶々客觀的眞正に違ひたる場合に於ても之に關し惡意又は重大なる過失なかりしときは之か爲め契約を無効と爲すことなし。

第四、告知の時期

重要な事實は正當の時期に於て告知せざるへからず即ち保険契約者は其事實に付き知識を得たる後速かに之を告知せざるへからず。

第五、告知の方法

告知事項は相當の方法に因て告知せられざるへからず。之を爲すには口

頭を以てするも可なりと雖も時として保険申込書に記載するを必要とする場合に於ては之を記入するにあらざれば其效なし。保険申込書に記載して告知すること普通なり。

第六、告知を受くへき者

告知事項は保険者又は其代理人に對して爲されざるへからず。

第七、告知義務の不履行に因る效果

保険契約者が告知義務を怠りたるときは其契約は無効なり。保険契約者は現實發生したる損害が正當に告知せられざりし危険事情と因果の關係なきとを理由として此義務不履行の結果を免るゝことを得ず。蓋し危険は諸般の危険事情の集合によりて存立し其性質上分割を許さるものなるが故に、保険契約者が一定の危険事情を告知せざるときは保険者が負擔せんと欲する所の危険は保険契約者が擔保を求むる所の危険と異なり爲めに危険に關する合意は當事者間に完全に成立することを得ざるなり(商三九八)。

保険契約者が告知義務に背き重要な事実を告げず又は不實の事を陳述したる場合に於ても保険者が其告知事項を知れるとき又は知ることを得へかりしときは契約は無効とならず。是れ保険者が自ら告知事項を知れるときは更に保険契約者より告知を受くることなきも危険に關する判断を誤ることなく又之を知ることを得へかりしとき之を知らざる保険者に重要な過失あるものなれば契約を無効ならしめて之を保護する必要なきか爲めなり(三九八但書)。

第三款 保険の存續(保險期間)

保険の存續なる語には三種の意義あり。第一の意義は保險契約者が爲すへき反對給付の額を確定する所の標準となるへき期間を示すものにして之を保險期限と云ふ。保險者が負擔する所の危険の長さは其危険の高さと同しく保險契約者が支拂ふへき保険料の額を評定するに當り必要な材料となる。第二の意義は保險契約が效力を保有する所の期間を示すも

のにして之を保險契約期間と云ふ。保險契約期間は疑ある場合に於ては保險期限と其範圍を同ふすと雖も時としては數多の保險期限を包含することあり。第三の意義は保險者の責任が存續する所の期間を示すものにして之を危険の存續又は保險期間と云ふ。保險者の責任は保險契約期間の開始後に始まり其満了に終了することあり。若し疑あるときには保險期間は保險契約期間と其範圍を同ふす。故に此三種の期間は疑あるときは何れも同一の範圍を有するものと看做さる。爰には主として第三の保險期間に付て説明を爲すへし。

保險者は保險期間の範圍内に於て危険事實の爲めに生したる損害を賠償する責任ある者にして其期間の開始前又は満了後に生したる損害に付き責任を負ふことなし。保險期間を定むるとは當事者の自由にして、當事者は被保險利益又は危険事實の種類に従ひ種々の方法に依りて之を定む。計算上明確に定むること通例なりと雖も又然らざる場合尠しとせず。例へば航海旅行運送の如く一定の事實に關し保險契約を締結したるときは

其保險期間は通常其一定の事實の存続期間と範圍を同ふす。故に旅行航海運送の始まると同時に保險期間も進行し其終了と共に保險期間も亦満了す。又保險期間は明らかに之を定めざるも被保險利益の性質に因りて當然定まることあり。例へば翌年の收穫を保險に附したる場合に於て其保險期間は一ケ年なること言はずして明らかなるか如し。此外運送保險及海上保險に付ては法律の規定によりて定まりたる保險期間あり當事者の特約を以て之を伸縮し得ること勿論なり(商四二三、六五九参照)。民法第四百四十條の規定に依るときは初日を算入せざるを原則とすれども、保險契約に於ては即日より危険の状態にあり得べきか故に初日を算入すること普通の慣例なり。若し海上保險に於て屢見るか如く地に依りて時を異にする場合に於ては何れの地の時を以て標準と爲すべきやの問題を生ず。斯の如き場合に於ては特約あるときは之に従ひ特約なきときは保險の目的物の現在地の時を以て標準とせざるべからず。何となれば一定の地に於て一般に標準となる處の時は偶其地に現存する所の物に付ても亦標準

となるべきものなればなり。

保險期間か一定の事實の存続期間と範圍を同ふする場合に於ては其期間は計算上明確ならず。斯る場合には保險期間の始期及終期を確定する必要あり。之を定むるに付き標準となるものは第一、契約第二、商慣習及法律の規定第三、被保險利益及危険の性質是なり。運送保險及海上保險に關しては商法第四百二十三條、第六百五十九條に規定あり。運送保險の保險者は運送品を受取りたる時より之を荷受人に引渡す時までを生ずるとあるべき損害を賠償する責に任し、海上保險の保險者は荷物又は底荷の船積に着手したる時より到着港に於て荷物又は底荷の陸揚を終了したるときに至るまでの間に生ずることあるべき損害を賠償する責に任するを原則とす。

保險期間は其満了前に於て更新することを得。其満了前にありては假令約定したる危険事實發生し保險者其損害を賠償することあるも之か爲め毫も保險期間に影響を及ぼすことなし。故に保險者は其期間中一度生し

たる損害を賠償したる後に於ても再び危険事實發生して更に損害を生じたるときは更に之を賠償せざるべからず。但し最初の災害により被保険利益の全部滅失したるとき又は之と同一視すべき損害ありたる時は之と同時に保険契約も亦消滅す。數回損害ありたる場合に於ても保険者は保険金額を超へて賠償するの責任なし。實際の慣例に於ては一度危険事實發生し損害を生じたるときは假令被保険利益の殘存するものあるに拘はらず之を以て保険期間の満了と爲し保険者は其以後の損害に對し賠償の責を負ふことなし。

第三節 保險契約の内容及其前提條件の變更

當事者間に有効に成立したる保險契約は何時にても當事者の合意を以て變更することを得るは勿論なり。或は保險期間を延長し又は短縮し或は保險料又は保險金額を増減するか如し。然るに保險契約は普通一定の長期間繼續するものなるか故に其間當事者の合意に因らずして種々の變更

を受くることあり。本節に於て講述する所は斯の如き變更が法律上如何なる效果を生ずるやの點にあり。

第一、被保険者は保險契約に因りて經濟上不安定の狀況を去り安全の狀況に至らんことを目的とす。保險者たるべき者か無資力の状態にあるときは到底其目的を達すること能はず。故に保險期間中、保險者か無資力となりたる時法律は保險契約者に與ふるに二種の權利を以てせり。擔保要求權及契約解除權是なり(商四〇五第一項)。

保險契約者か契約の解除を爲したるときは其解除は將來に向ひてのみ效力を生ず(商四〇五第二項)。故に保險契約者は解除を理由として既に拂込みたる保險料の返還を求むることを得ず。

第二、保險契約者の反對給付は保險契約の要素なるのみならず保險事業の前提條件なり。故に保險契約者か保險料の支拂を怠りたる時は保險者は其事業を繼續する能はざる危険あるを以て保險契約者の無資力に對し保險者に特別の保護を與ふる必要あり。商法第四百五條第三項

の規定に依れば、保険契約者が破産の宣告を受けたるときは、保険者は相當の擔保を要求し、契約の解除を爲すことを得、但し、保険契約者が既に保険料の全部を支拂ひたるときは、此限にあらす。契約解除の效力が既往に溯らざること第一の場合と同じ。

第三、保険契約に因り賠償額の供給を求むるの権利は他人に移轉することを得るや。被保険者が加害事實發生したる時、保険者に對して損害の賠償を求むる権利は一の債權なり。故に損害の發生前後を問はず、債權讓渡の一般の法則に従ひ自由に移轉し得ること多言を要せず。

第四、被保険利益の讓渡は如何なる效果を生ずるや。抑利益は、保険契約の要素なり、故に被保険者が其有する處の利益を他人に讓渡し之と同時に、保険契約上の權利を讓渡さるときは、被保険者は利益を失ひたるか爲め、其契約は無効に歸し、損害の賠償を求むることを得ず。讓受人は利益を有するも、契約の關係者にあらざるか故、是亦損害要償の權利を有せず。故に單純なる被保険利益の讓渡は、保険契約の無効を來すこと論理

の結果なり。之に反して被保険利益と同時に契約上の權利をも讓渡したる場合に於ては、被保険者は利益及權利を失ふか故、保険者に對し損害の賠償を求むるを得ざるは勿論なるも、其讓受人は利益を有し且つ權利を有するか故に、保険者に對し損害の賠償を求むることを得。此後の場合に於ては、畢竟被保険者は其讓渡の爲め被保険者たる地位を失ひ、讓受人之に代りて被保険者となるものに外ならず。

以上は、保険者が被保険者の一身に重きを置かざる場合に於て生ずる處の法律上の現象なり。若し、保険者が被保険者の一身に重きを置く場合に於ては、被保険者の交替は即ち契約の要素に變更を生ずるものにして、契約は之と同時に消滅に歸せざるべからず。又、假令、保険者が被保険者の一身に重きを置かざりし場合に於ても、被保険者の交替の爲め著しく危険を増加し又は變更したるときは、契約は當然其效力を失ふ。是れ商法第四百四條第二項の規定する處なり。

被保険利益の讓渡に關し、商法第四百四條は一の推定を爲し、被保険者が

被保險利益を譲渡したるときは之と同時に保險契約に因りて生したる権利をも譲渡したるものと推定せり。此規定は人の意思を推測し實際の便宜を計りたるものにして頗る當を得たるものと信す。

其五、契約に因りて定まりたる危險事情の變更は最も重要なるものなり。變更を受くべき危險事情は保險契約者に告知義務ある危險事情と略同一なるも全く其範圍を同するものにあらず。過去の事實の如きは告知義務の目的となることを得るも變更を受くることなし。

危險事情の變更とは契約に於て豫見せられ又は前提條件として認められざりし處の新しき事情の發生するを云ふ故に舊事情の消滅は危險の變更にあらず。而して苟くも危險事情の變更なる以上は其變更の原因は敢て問ふ處にあらず唯其原因の異なるに従ひ變更の效果に大小輕重の差あるのみ。然れども危險事情の變更は常に契約の效力に影響を及ぼすものにあらず。其變更は(一)危險を増加し又は危險を變更するものなるを要す。(二)其變更は著しく危險を増加し又は變更するものなるを

要す。若し契約の當時に於て一定の事情存在せしならば保險者は契約を締結せず又は異なりたる條件の下に契約を締結せしならんと認め得るときは其事情の發生は著しく危險を増加するものなり。又新して危險事情の發生したるか爲め契約の内容が其實質に於て變更を受けたるときは著しく危險を變更するものなり。著しき危險の變更又は増加ありたるや否やは客觀的事山により判斷すべきものにして商業社會の一般の思想は之に付き適當なる標準を與ふ。

危險事情の變更の爲め著しく危險を増加し又は變更したるとき其效果は左の二の場合に依りて異なれり。

(イ) 危險の増加又は變更が保險契約者又は被保險者の責に歸すべき事由に因りて生したるとき此場合に於ては保險契約は其效力を失ふ(商四一〇)。

(ロ) 危險の變更又は増加が保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に因りて生したるとき 此場合に於ては保險契約は當然無

效となることなく、保険者は契約を解除する権利を有す。此場合に保険契約者又は被保険者が危険の變更又は増加を知りたるときは遅滞なく之を保険者に通知せざるべからず。若し保険契約者又は被保険者が此通知義務を怠りたるときは保険者は危険の變更又は増加ありたるときより保険契約が其效力を失ひたるものと看做し、其以後に生じたる損害に付き賠償の責を免るゝことを得。然れども保険契約者又は被保険契約者より通知を受け若くは其他の方法に因りて其事實を知りたる後遅滞なく契約の解除を爲さしむるときは契約を承諾したるものと看做され、繼續して契約上の義務を負担せざるべからず。是れ遅滞なく解除権を行使せざるは之を拋棄したるものと推定し得るのみならず、永く契約の效力を不確定ならしむるは弊害を生ずる虞あるか故なり(商四一一)。

第七章 保険契約の效力

有効に成立したる保険契約は保険者の権利及び義務を發生す。保険者の権利は保険契約者に対して反對給付を要求し、或場合に於て被保険者が被保険利益に關し有する處の権利又は第三者に対して有する處の損害賠償権を取得するにあり。又保険者は被保険者に對して給付の義務を負担し、其給付は多くの場合に於て明らかに損害賠償の性質を有するも、時としては損害賠償の性質を有すること明らかならざるものあり。而して此保険者の義務は普通條件附なるも、或種類の保険契約に於ては無條件にして唯時期に於て不確定なることあり。

第一節 保険者の義務

第一款 保険者の義務の前提條件

第一項 危険事實の發生

保険者をして契約上の義務即ち賠償額の供給を爲さしむるか爲めには、保険の目的に對し危険事實の發動することを要す。

危険事實は人爲に因りて發生し又は誘導せらるゝことあり。保險契約者又は被保險者か故意に危険事實を發生せしめ若しくは其發生せんとするに當り之を防止せざりしときは保險者は之より生ずる損害に付き責に任せざること一般の原則なり。然れども或種類の保險契約に於て被保險者は其危険事實の發生を希望し之を以て祥事と祝するものあり。例へば子女の結婚高齡に達すること等の如し。此種の契約に於ても加害事實の發生は全然被保險者の故意のみに因るものに非らざること已に論述したり(商三九六)。然らば保險契約者又は被保險者の過失に因り危険事實發生したるときは如何。商法第三百九十六條は保險契約者又は被保險者の重大なる過失に因りて生したる損害に付てのみ保險者をして責任を免れしめたり。

危険事實の發生のみを以て保險者の義務を生せしむるに足らざる場合に於ては其事實に因り保險者か負擔すべき損害の生したることを必要とす。左に危険事實と損害との關係に付き法則の大要を説明すへし。

第一、危険事實と損害との間には因果の關係あるを要す。此關係には直接なるものと間接なるものとあり。損害と危険事實との關係は敢て直接たるを要するものにあらざれども其關係が極めて薄弱なるものに至りては保險者其責に任せざる原則とす。保險者か負擔すべき損害の範圍は當事者の意思に因りて定まるべきも其意思明らかならざるときは商業社會一般のの思想に因り之を定めざるへからず。危険事實と損害との關係は被保險者之を證明する責任あり。

時としては損害を生ずべき數多の事實か時を同ふし又は時を異にして發生することあり。若し其事實か總て保險者の負擔すべきものなる場合に於ては敢て疑議を生ずることなく保險者は之より生ずる總ての損害に付き責に任せざるへからずと雖も其事實の或ものは保險者之を負擔し他のものは保險者之を負擔せざる場合には大に困難なる問題を惹起す。此場合には所謂加害事實の競合又は損害競合あるものにして保險者は之より生したる損害に付き責を負ふや否や若し責を負ふとせば

其範圍如何の問題を定めざるべからず。此點に關しては二つの場合を區別して研究するを要す。

イ、數多の事實が各特別の損害を生じたるるとき 此場合に於ては學理上各個の事實により生じたる損害は互に獨立し其種類及び程度を識別すること敢て至難の事にあらざるを以て、保險者は其負擔する處の事實に因り生じたる損害に付き責を負ふに留まり他の事實より生じたる損害に付ては全く責任なし。故に他の事實が保險者の責任に屬する事實よりも早く發生したるときは保險者は其減少したる被保險利益が蒙りたる損害に付てのみ責任を負ひ既に生じたる利益の減少に付ては責を負ふことなし。之に反して他の事實が保險者の責任に屬する事實より後に發生したる場合に於ては保險者は始めに起りたる損害に付てのみ責任を負ひ後に生じたる損害の増加に付ては其責を負ふことなし。前の場合に於て二つの事實の間に因果の關係あるときは保險者は全く責任を免かれ後の場合に於て二つの事實の間に

因果の關係あるときは保險者は損害の全部に付き責に任せざるべからず(商四一三)。

ロ、數多の事實が共同して一の損害を生じたるるとき 之は保險者の責任に屬する事實と其責任に屬せざる事實とが各原因となり一の損害を生じたる場合に於て之に付ては下の如く決定するを至當とす。即ち若し保險者の責任に屬する處の事實起らざりしならば恐らく損害を生ぜざりしことを認め得る場合には其事實は損害の原因を爲すものなるか故に保險者は其責に任せざるべからず。之に反する場合には責任なし。

第二、義務保險に於て保險者が負擔する處の損害は被保險者か其義務を履行したるときに發生す。然れども被保險者の義務が裁判其他の理由により確定したるとき直に保險者をして賠償額を供出せしむること普通に行はるゝ處なり。

保險法に規定する處の損害及び之に對する保險者の責任は被保險者か

他に其損害に對する求償權を有すると否とに依りて影響を受くることなし。此點に付ては後に説明する處あるへし。

第三、保險者をして賠償額供出の義務を負擔せしむるには其加害事實は保險期間中に發生するを要す。加害事實の發生が保險期間中なるを要するに止まり損害は其期間満了後に生ずるも妨なし。例外として加害事實が保險期間の開始前に發生したる場合に於ても保險者責任を負ふことあり。商法第三百九十七條に規定するもの即ち是なり。又加害事實は保險契約期間中に發生するを以て足れりとせず必ず保險期間中に發生せざるへからず。何となれば保險期間は契約期間よりも遅く開始し之よりも早く満了することあればなり。

第二項 保險契約者又は被保險者 の爲すべき義務の履行

保險者の賠償責任は危險事實の發生により損害を生したるとき直に發生

するを原則とすれとも法律の規定により又は契約によりて保險契約者又は被保險者が負擔する處の義務を履行せざるか爲め此責任に變更を來し時に全く其責任を消滅せしむることあり。故に保險契約者又は被保險者が爲すべき義務の履行を以て保險者の責任の前提條件となすこと敢て不當にわらず。

第一、保險契約者又は被保險者は危險事實の發生に因りて損害を生したるときは遅滞なく保險者に對し之を通知するを要す(商四一二)。是れ保險者をして危險事實及び損害の發生に付き正確なる調査を爲すことを得せしめ、傍ら被保險者の詐欺を防かんとするにあり。通知義務の目的は實に爰に存す。故に若し保險者又は其代理人が是等の事實に付き充分なる知識を有する場合に於ては此通知義務あることなし。通知の方法は法律に制限なし、故に適宜の方法を以て通知すれば可なり、唯保險契約に於て書面による通知を必要とするときは之に従はざるべからず。又通知は保險者又は之に付き正當の權限を有する者に爲さざ

るべからず。
通知義務の不履行は如何なる効果を生ずるか我商法には之に付き何等の規定なし。然れとも特約なき限り此通知義務の不履行により保険者をして全く賠償の責任を免れしむべき理由一も之なきが故に其効果は保険契約者又は被保険者をして之に因り保険者に蒙らしめたる損害を賠償せしむるにありと爲さるべからず。

第二、被保険者は危険事實の発生したるとき被保険利益を救護し損害を防止するを力めざるべからず。此義務は物の保険及び多數の人の保険に關し存すれとも結婚保険又は生存保険の如く保険者の義務を生ぜしむる處の事實が凶事ならざる場合に於ては被保険者に此義務なきこと論を待たず。抑保険契約は被保険者に對し經濟上の危険を擔保するを以て目的とし決して之に利益を與ふるものにあらざること屢説明せる所なり。故に被保険者は平素被保険利益を防衛するに付ては保険契約を締結せざりし以前と同しく充分なる注意及び盡力を爲すを要し契約

に一任して其責を免るゝことを得ず。且つ損害を防止し之を大ならしめざるは管に一個人の利益なるのみならず社會一般の利益なり。是れ各國の法律が被保険者に命するに被保険利益防衛の義務を以てする所以なり(商四一四)。被保険者は自己の財産に對すると同一の注意を以て被保険利益を防衛することを要す。

被保険者は此被保険利益防衛の義務を怠りたるとき其効果は特約あるときは之に依りて定まるも特約なきときは被保険者は之か爲め保険者に蒙らしめたる損害を賠償する責を負ふに留まり決して賠償額要求權を失ふことなし。

被保険利益を防衛するに付き要したる費用は何人の負擔に屬すべきものなるか舊商法は此等の費用を以て保険者が負擔すべき加害事實より生したる間接の損害と爲し保険者をして之を負担せしめたりと雖も新商法は之を損害中に計算せずして特に法律の規定に依り保険者の負擔すべきものと爲したり(舊商六三四第二項新商四一四第一項但書)。

被保険利益の防衛に付き猶説明を要する點あり。保險者か被保険利益の價額の一部を保險せるとき即ち不足保險を爲したる場合に於ては保險者をして其防衛費用の全部を負擔せしむること能はず。何となれば其費用は保險者か負擔せざる處の被保険利益の價額の部分に對しても亦必要又は有益なりしものなればなり。斯る場合には保險者及び被保險者をして其費用を分擔せしむること至當なり(商四一四第二項三九一)。

第二款 保險者の義務の内容

保險者の義務の種類及び範圍は契約の内容に依りて定まる。而して其範圍は常に一定して動かさるものあり。然れとも多數の場合に於て其範圍は起りたる損害の額によりて定まり、且つ保險金額及び保險價額の定めあるときは其額に因りて定まる。損害の額は若し其損害か財産の消費なる場合に於ては之を定むること甚だ容易なりと雖も其他の場合に於ては損害を評定すること甚だ困難なり。

左に原則の概要を説明すへし。

損害の額を計算するには先づ被保険利益の健康價額を評定することを要す。健康價額とは被保険利益か損害の發生する以前に有したる價額なり。此價額は契約の當時又は其以後に於て當事者の合意を以て定むることを得。然れとも之を爲すことを得るは被保険利益か保險契約期間中重要な變更を受くることなき最も僅少の場合に限る。

健康價額は時に依りて差異あり。故に何れの時の價額に従ふべきかを定むる必要あり。之を定むるに付ては損害か起りたる時に於て被保険利益か有せし處の價額を標準とするを至當とす。何となれば被保険利益は其時の價額に於て減少したるものなればなり。其價額は客觀的に之を定むることを要す、市場價額あるときは之に依り、之なきときは普通の賣買價額に依るべきものとす。此方法に因りて定まりたる價額を以て健康價額と爲し保險者をして之に應じ損害を賠償せしむることは理論に於て甚だ正當なりと雖も實際上缺點あり。夫れ保險料は保險價額を標準として算出

する者にして其價額は契約の當時に於ける價額なりとす。然るに被保險者は損害起りたるとき僅に損害當時に於ける價額を標準として賠償額の供給を受くるに過ぎずとせば、契約期間中著しく被保險利益の價額に減少ありたる場合に於ては比較的多数の保険料を支拂ひて比較的少額の賠償を受くるに至る。之れ已むを得ざる結果なりと雖も其權衡を失するや論を俟たず。斯る場合には被保險者をして保險者に對し保險料の減額を請求するとを得せしむる必要あり。商法第三百九十二條の規定によれば、保險價額が保險期間中著しく減少したるときは保險契約者は保險者に對し保險金額及び保險料の減額を請求することを得、保險料の減額は將來に向てのみ其效力を生ず。此規定あるか爲め前記の不權衡は少しく之を醫することを得。

被保險利益の健康價額は場所に依りても亦異同あり。之に關しては損害か生したる地に於ける價額を以て標準とするを至當とす。若し夫れ運送保險の如く山間の僻地又は大洋に於て損害起りたるとき其地に於ける

健康價額なるもの殆んど之なきか故に到底此原則に従ひ損害の額を定むるを得ず。此點に付ては法律を以て定めたる保險價額ありて保險者は之を標準として損害を賠償すべきものとす(商三九三第一項)。

以上の方法に依りて被保險利益の健康價額を定めたるときは其中より被保險利益が損害の發生以後に於て猶保有する處の價額を控除せざるべからず。換言すれば健康價額中より救護せられたる被保險利益の價額を控除したるものを以て保險者が賠償すべき損害の額と爲す。殘存價額の間題は一部の損害ありたる場合に於てのみ起るものなるか故に爰に全部の損害と一部の損害との區別を説明すること便宜なりと信す。

被保險利益が全く滅失して跡に一物をも殘留せざるとき之を全部の損害ありたるものと爲すは固より至當なり。然れども保險法に於て全部の損害と云ふは斯の如く被保險利益の絶對的に消滅する場合のみに限らず利益の最も重要な部分か滅失し爲めに従前有したる經濟上の固有の性質を失ふ場合をも亦其中に包含す。例へば家屋の重要部分か滅失したる爲

め残餘の部分をしては最早家屋として認むる能はざる状況に至りたるとき之を以て全部の損害ありと爲すか如し。斯の如く全部の損害ありたるときは健康價額の全部又は保険金額の全部を支拂はざるへからすと雖も其他の場合に於ては健康價額中より残存する利益の價額を控除したるものを支拂ふを以て足れりとす。一部の損害は被保険利益か加害事實の爲め全く其經濟上の固有の性質を失ふに至らずして其全體の價額に對する相當の費用を支出するときは之を原狀に回復することを得る場合に現はるゝものにして、約言すれば物か修繕の能力及ひ修繕の價値を有する場合に之を一部の損害ありと云ふなり。

残存する處の利益も亦時及ひ場所に依りて其價額を異にす。時に關しては加害事實と保險者か賠償すべき損害との關係か全く斷絶したる時に於ける價額を以て標準と爲し、又場所に關しては目的物か救護せられたる後直に存在する地の價額を以て標準とするを以て至當とす。

損害の額を計算するに必要な費用は保險者の負擔に屬す。是れ保險契

約は被保險者をして損害なかりしと同一の狀態に置くを目的とするものなるか故なり(商三九三第二項)。

之より損害の額と保険金額及び保険價額との關係に付て一言すへし。保險契約は損害の賠償を以て目的とすと雖も、死亡保險、生存保險其他多數の人の保險に於ては損害及び其額の證明を要せずして保險者は其約する處の一定の金額即ち保険金額を供給する義務あり。是れ人の保險の特質なるを以て保險者は保険金額か現實の損害額に超過することを主張して其減額を求むることを得ざるは自明の理なり。之に反して物の保險に於ては保險者は現實に起りたる損害を賠償するを以て足り之を超へて賠償の義務を負ふことなし。然りと雖も契約を以て保險者の義務の範圍を制限することは固より當事者の自由なり。故に保險契約に於て保険金額を一指定したるときは保險者は如何なる場合に於ても保険金額を超へて賠償する責任なし。又保険價額は保険金額の最高限度を爲すこと既に説明したる處なり。故に假令保険金額を定めたる場合に於ても其金額か保険價額

に超過するときは保険者は保険金額の全部を供出する義務なく、保険金額のみを供出するを以て足れりとす。是れ保険金額が保険金額に超過する部分に於て保険契約無効なるか故なり。之を要するに保険金額は保険者が供出すべき賠償額の合意上の制限を爲し、保険金額は法律上の制限を爲すものにして、保険者は如何なる場合に於ても、保険金額を超へて賠償額を供出する義務なし。

保険金額は被保険利益が有する處の價額なり、故に其價額は一ありて二なきものなれとも、契約の當事者は合意を以て此價額を一定するを得ること既に第六章第二節第一款第二項に於て説明したる處なり。而して合意上の保険金額は著しく眞實の價額に超過するときに限り、保険者より其減額を請求し得ること、是れ亦説明せる處なり。之を以て、保険者は適法に之を攻撃し減額を爲さざる限り、合意上の保険金額は當事者間に於て絶對的に其效力を保有すべきものなるか故に、保険者は加害事實発生したるとき此保険金額を標準として損害を賠償せざるべからず。若し損害が一部なる

場合に於ては、殘存する利益の價額の割合に於て損害額を評定し、猶保險金額の定めあるときは其割合に於て保險金額の一部を供出すべきものとす(商三九四)。

第三款 保險者の義務の履行

爰には先づ何人が保險者に對して義務の履行を求むることを得るや、保險者は何人に對して有効に義務の履行を爲すこと得るやの問題を研究し、次に其履行の時期及び場所等に関して説明を爲すべし。

保險者に對して義務の履行を請求することを得る者は左の如し。

- 一、被保險者
- 二、被保險者の一般承繼人
- 三、被保險利益の讓受人 被保險利益の讓渡と同時に契約上の權利の讓渡あるとき其讓受人は之に因りて被保險者となるものなるか故に、保險者に對して義務の履行を求むることを得。

四、賠償額要求權の譲受人

五、賠償額要求權の上に質權を有する者 債權の質權者は自ら其債權の取立を爲すを得ること民法第三百六十七條に規定する所なり。

保險者は前に掲げたる者に對し有効に義務の履行を爲すことを得。保險者が保險證券を作成したる場合に於て證券引換にあらざれば賠償額の支拂を爲さざる旨を約することあり。斯る特約あるときは保險者は證券の所持人を以て辨濟受領の權限ある者と看做し之に對して有効に義務の履行を爲すことを得。但し保險者か其權限なきことを知り又は過失に依りて之を知らざりしときは此限にあらす(民四八〇)。又保險證券を無記名式又は指圖式にて發行したる場合に於て保險者は其所持人の正當なる權利者なりや否やを調査する義務なく之に對して義務の履行を爲したるときは其效あり(民四七〇、四七三)。

被保險者か有効に義務の履行を求むるには唯保險者に對して其權利を主張するのみを以て足れりとせず必ず其主張を正當ならしむべき相當の方

法に依りて爲すことを要す。然らざれば保險者其請求に應せざるも直に之を以て義務を履行せざるものとし其責に任せしむることを得す。故に被保險者は其請求を爲すに當りては先づ其要求權の主觀的及び客觀的の前提條件を明かにすることを要す。即ち左の如し。

一、多數の場合に於ては被保險者か被保險利益を有すること 保險契約者か第三者の爲めに契約を爲したる場合に於ては被保險者は其契約か自己の爲めに爲されたることを明かにすることを要す。

二、危險事實か保險期間内に起りたること 危險事實の發生は必ず確實なることを要せず船舶の存否か六ヶ月間分明ならざるときは行衛の知れざるものと看做するか如し(商六七一、六七二)。又義務保險に於ては普通被保險者の義務を發生せしむる處の事實を明かにするを以て足れりとするも争あるときは裁判に依り其義務か確定したることを明かにすることを要す。

三、損害保險に於ては損害の種類及び其額 損害の種類及び其額を明か

にするには危険事實の發生前に於ける被保険利益の價額及び其發生後に於ける残存價額並に危険事實と損害との關係を明かにすることを要す。

四、被保険利益の防衛費用に付ては其必要又は有益なりし事實を明かにすることを要す。

被保険者は前掲の事實を明かにするに付ては最も自己に便宜なる方法を用ふることを得と雖も時としては契約に於て豫め其方法を定むることあり。例へば船舶の沈没に關する相當官廳の證明書又は戶籍吏の死亡證明書の提出を命ずるか如し。斯の如き特約ある場合に於ても被保険者か其責に歸せざる事項の爲め之を提出すること能はざる場合に於ては他の方法に依りて證明することを得。然れども故意に之を提出せざるときは不利益の效果を受けざるへからず。又契約に於て證明の期間を定め其期間を怠りたるときは権利の喪失を來すへき旨を特約することあり。此場合に於ても被保険者か其責に歸せざる事項に依り其期間内に證明を爲すこ

と能はさりしときは單に期間經過の爲め權利を失ふことなし。例へば放火犯の嫌疑の爲め拘留せられたる場合の如し。

被保険者は被保険者の請求に對し請求自體を争ふとあり又損害の額のみを争ふとあり。請求自體を争ふときは被保険者は保險契約の成立、危険事實の發生損害の通知、其他權利の發生に必要な總ての事實を證明せざるへからず。之に反して損害の額のみを争ふときは普通鑑定人の評價に依りて其額を明かにす。時としては契約に於て豫め損害の額は鑑定人の任命及び鑑定の方法等を定むるとあり。斯る場合に於ける鑑定人の任命に關する法律上の性質は種々ありて一定せず。普通は其鑑定を以て損害の額を評定する爲めの材料と爲すに過ぎず。故に當事者は決して之に依りて羈束せらるゝとなし。然れども當事者か各其任命したる鑑定人を以て損害の計算に付き自己の代理人と爲す意思明かなるときは其自白及び合意は固より當事者を羈束す。又鑑定人を以て仲裁人と爲し其意見に一任して當事者間の争を決せんとする場合に於ては當事者は固より其鑑定に従

はさるへからず。但し鑑定人が鑑定を爲すに當り事實上又は法律上の條件を誤りたるるとき又は鑑定に熟練ならざるとき又は不公平なる鑑定を爲したるときは鑑定は其效力なし。何となれば是れ當事者が合意したる鑑定と見ることが得されはなり。

保險者の義務の履行は特約なきときは被保險者の營業所若しくは住所に於て爲すべきものとす。又履行の時期に關して特約なきときは被保險者より履行の請求を受けたるときに爲すべきものとす。請求を受けたる後直に履行せざるときは遅延利息を支拂ふべきものとす(商二七八、民四一—第三項)。

保險者が保險金額を支拂ふ義務は二ヶ年を経過したる後時効に依て消滅す(商四一七)。

第二節 保險者の權利

第一款 保險料

保險料は保險者が被保險者の財産上に損害を及ぼすべき危険を負擔するに對し保險契約者より保險者に與ふる處の報酬なり。保險料なる名稱の如何は保險契約の實質に影響なしと雖も之を確定し又は少くとも確定し得べき方法を定め置くことは契約の成立上欠くべからざる要件なり。保險契約は有償契約なり。故に無償にて他人の財産上の危険を擔保する契約は或は贈與の一種となることを得るも決して保險契約にあらず。

保險料の額は全く當事者の合意に依りて定まるべきものにして之に關する法律上の制限なし。之を定むる處の標準は危険の大小即ち危険事實の發生に關する豫定推測の大小にあり。而して被保險利益、危険事實の性質及び危険事情は皆之か講究の材料となる。例へば生命保險の保險料は被保險者の年齢、職業、健康、契約締結の時期及び保險金額等に依りて高低あるか如し。

保險者が負擔する處の危険は其性質不可分のものなり。保險期間の始ると同時に被保險者の財産上の利益は常に危険の状態に在り。故に其危険

は時間に依りて分割すると能はず。例へば火災保険に於て一年の保険期間中火災の發生すへき豫定推測は始めより終まで常に同一なるか如し保険期間中危険の變更又は増加なき場合に付て云ふ。從て此保険者の危険負擔の義務に對する報酬も亦不可分ならざるへからず。故に假令保険期間が短縮せらるゝも保険契約者は之か爲め既に拂込みたる保険料の割戻を請求することを得ず。若し又保険料の全部を一時に拂込むことなく期限を定めて數次に拂込むことを約したる場合に於ても未だ支拂はれざる部分の保険料あるときは悉く之を支拂はざるへからず。數次に保険料を支拂ふか爲め期限を設くることは唯保険料支拂の便法たるに過ぎずして數多の獨立したる危険の期間を定めたるものにあらず。之に反して數多の獨立したる危険の期間を定めたる場合に於ては其期間毎に危険異なるか故に之に對する保険料も亦其期間毎に獨立せり。保険料の支拂に付き數多の期限を定めたるとき其期限は單一なる危険に對する單一の保険料の支拂期限を定めたるものなりや果た數多の獨立したる危険に生ずる數

多の保険料の支拂期限を定めたるものなりやは全く事實上の問題に屬す。保險料を支拂ふへき義務を負ふ者は保險契約者なり。保險契約者か自己の爲め保險契約を締結したる場合は勿論第三者の爲め保險契約を締結したる場合に於ても其契約の固有の當事者は保險契約者なり。從て保險料を支拂ふ義務も亦此保險契約者に屬す(商四〇一)。然れども第三者の爲めに契約を爲したる場合に於て保險契約者か破産の宣告を受けたるときは保險者は被保險者に對し保險料の支拂を請求することを得。蓋し此場合に於て保險者は破産の宣告を原因として契約を解除する權利あり被保險者は之か爲め契約上の利益を失ふ虞あり。然るに保險者の利益を害せざる程度に於て被保險者の利益を保護するは契約關係者の意思に適合し實際上最も便利とする處なり。是を以て商法第四百六條は被保險者か契約上の權利を拋棄せざる場合に於て保險者をして之に對し保險料の支拂を請求し得ることを規定せり。被保險者か權利を拋棄したるときは保險料の支拂を請求し得ざる理由は他人間の契約に因りて被保險保者に義務を

負はしむべきにあらすと云ふにあり。

保険料に關する合意は必ずしも明示なるを要せず。又其額は一定の金額を以てするも割合を以てするも可なり。若し其額に付き特別の合意なきときは慣習に依り相當の額を以て契約したるものと看做すことを得。而して一度定まりたる保険料は後日變更することを得ず。是れ危険は其性質不可分なりとの前示の原則より出づる當然の結果なり。然りと雖も此原則には少くとも二個の例外を設くる必要あり、即ち左の如し。

第一、當事者が特別の危険を斟酌して保険料の額を定めたる場合に於て保険期間中其危険が消滅したるとき、此場合に於て猶多額の保険料を支拂はしむるは保険契約者の爲め甚だ酷なるのみならず將來に向て其減額を許すも敢て甚しく當事者の意思に反することなし。斯る場合に保険料の減額を許すは最も至當なり(商四〇〇)。

第二、保険價額が保険期間中著しく減少したるとき、保険料は保險金額を以て標準と爲し保險金額は保險價額を以て標準とするものなるか故に

保險價額の著しく減少したるに拘はらず保險契約者をして當初の保險料を支拂はしむるは畢竟保險者に不當の利得を與ふるものに外ならず。此場合に保險料の減額を許すは最も正當なり(商三九二)。

保險料支拂の時期は合意に依りて定まるを常とす、特別の合意なきときは慣習に従ひ、慣習なきときは一般の法則に従ひ、義務の履行に關する一般の法則としては保險契約の成立後直に支拂はさるへからず。保險料は其性質上分割を許さざるものなりと雖も之を支拂ふ方法として其支拂時期を數次に定むることを妨げず。

保險料支拂の場所も亦契約に因りて定まるを原則とするも、特別の契約なきときは慣習に依り、慣習なきときは法律の規定に従ふ。商法には保險料の支拂に付き特別の規定なきが故に保險契約者は第二百七十八條の規定に依り保險者の營業所若しくは住所に於て之を支拂はさるへからず。保險契約者が保險料を支拂はさるときは保險者は其義務不履行を原因として契約を解除し、之に因りて生したる損害を賠償せしむることを得、又契約

を解除することなく訴訟にて依て保険料及び遅延利息の請求を爲すことを得。保険料支拂の義務は一ヶ年の時効に依りて消滅す(商四一七)。

第二款 被保険者又は保険契約者の有する権利の取得

保険契約は被保険者に損害を賠償するを以て目的とするものなりとの原則の適用として商法は保険者が損害を賠償したるとき被保険者又は保険契約者が有する所の権利は當然被保険者に移轉するものとせり。以下之を二つの場合に分ちて説明すへし。

第一、被保険利益に關する権利の取得 商法第四百十五條の規定に依れば被保険利益の全部滅失したる場合に於て保険者が保険金額の全部を支拂ひたるときは被保険者か其被保険利益に對し有せる権利を取得す。蓋し保険契約は損害の賠償を以て目的とするか故に假令被保険利益の全部の滅失ありたる場合に於ても之を組成する所の材料の一部分猶存

在するときは被保険者は未だ幾分の利益を保有するものなるを以て其價格を保険金額の中より控除し其餘の金額に付てのみ請求權を有するものと爲さるへからず。然れとも斯の如く精密に損害額を計算するは徒に費用と時日並に勞力とを消費するに過ぎずして當事者の爲め少しも利益なき所なり。故に全部損害の場合に於て保険者か保険金額の全部を支拂ひたる時被保険者は其被保険利益に對して有せる權利を保險者に讓渡すも何等の損失を蒙ることなく之を保有するときは却て保険契約に因り利益を得るに至るへし。是れ法律か此場合に權利の移轉を規定せる所以なり。但し不足保險の場合に於ては保險者は被保險利益の價額の一部を保險するものなるか故に保險金額の保險價額に對する割合に於て其權利の一部を取得するに過ぎず(商四一五)。

第二、第三者に對する權利の取得 保險者か負擔する所の損害か第三者の行爲に因りて生したる場合に於ては被保險者は第三者に對しても亦不法行爲を原因として一般の法則に従ひ賠償を請求することを得。故

に此場合に於て被保険者は同一の損害に對し二個の請求権を取得するものと云はさるへからず。此二個の請求権は各其原因を異にし一は契約を原因とし一は不法行爲を原因とするものにして、保險者は被保險者か第三者に對し請求権を有することを理由として損害賠償の責任を免るることを得ず、第三者も亦保險者に對する被保險者の請求権を理由として不法行爲の責任を免るゝことを得ず。而して此請求権は何れを先とし何れを後にすることを得るか故に被保險者は先づ第三者に對し賠償を請求し辨済を得ざるとき保險者に對し請求することを得ると同時に先づ保險者に對して全部の賠償を請求することを得。然りと雖も既に第三者に對して請求権を行使し全部又は一部の辨済を得たるときは其辨済を受けたる部分に付き更に保險者に對し請求することを得ず。然らざれば被保險者は保險契約に因り利益を受くるに至るへし。之に反して先づ保險者に對して請求権を行使し賠償を得たる場合に於ては理論上被保險者は當然第三者に對する請求権を失ふことなく唯だ保險

契約の性質に背反せざらんか爲め其第三者より得たる金額に對し保險者より得たる賠償金を保險者に返還する義務あるものと爲さるへからず。然るに商法第四百十六條は正義と便宜との二理由に基き保險者が賠償額を支拂ひたるときは其金額の限度に於て保險契約者又は被保險者か第三者に對して有する権利を取得するものと定めたり。蓋し第三者は自己の不法行爲に依りて被保險者に損害を蒙らしめたるものなるか故に被保險者に對しては直接は義務を負ふと雖も第三者と保險者との間には法律上何等の直接關係なきを以て保險者は假令被保險者に對して賠償額を支拂ひたりとするも第三者に對しては其不法行爲を原因として損害賠償を求むる權利なし。保險者か賠償額を支拂ひたるは自己か保險契約上の義務を履行したるに過ぎず。其直接の原因は保險契約にして第三者の不法行爲は間接の原因なり。然れとも被保險者は既に保險者より賠償を得たる以上は他に損害なく又第三者は保險者の爲したる賠償の爲め被保險者に對する義務を免るゝものにあらざるを

以て斯る場合に被保険者か第三者に對して有する請求權を保險者に與ふるは最も公平を得たるものと云はざるへからず。若し被保險者をして第三者に對する請求權の行使を爲さしめ然る後ち保險者に賠償額の返還を爲さしむるは徒に手續を繁雜ならしむるのみならず被保險者の信用如何に依りては保險者に損失を蒙らしむることなきを保せず。是れ法律か被保險者の權利を保險者に移轉せしむる所以なり。但し保險者か被保險者に對し賠償額の一部を支拂ひたるときは被保險者の權利を害せざる範圍内に於てのみ第三者に對する權利の行使を爲さるへからず(商四一六)。

第八章 保險契約の消滅

保險契約は當事者の合意に因りて消滅すると論を俟たず。保險契約に特別なる消滅方法二あり。一は當然契約を消滅せしむるものにして、一は當事者の解除權の行使に因りて消滅するものなり。即ち左の如し。

第一、當然消滅する場合

- (一) 被保險權利の消滅
保險の消滅
- (二) 保險期間の經過
- (三) 危險か保險契約者又は被保險者の責に歸すへき事由に依りて著しく變更又は増加したるとき(商一〇)
- (四) 保險の目的の讓渡の爲め著しく危險の變更又は増加を來したるとき(商四十一)

第二、解除權の行使に因る消滅

- (一) 危險か保險契約者又は被保險者の責に歸すへからざる事由に因り著しく變更又は増加したるとき保險者は契約を解除することを得(商四一)。
- (二) 保險者又は保險契約者か破産の宣告を受けたるるとき、此場合に相手方は契約の解除を爲すことを得(商四〇五)。

(三) 保険者の責任の始まる前に於て保険契約者が契約の全部又は一部を解除し、たるとき(商四〇七)。

保険契約の消滅原因に附加して爰に保険契約無効の場合を説明するは全く無用の業にあらず。爰に保険契約の無効と云ふは始より契約の成立せざる場合を云ふ。

一、當事者の一方又は被保険者か危険の發生せざるべきこと又は既に發生したることを知れるとき(商三九七)。

二、保険契約者か悪意又は重大なる過失に因り重要な事實を告げず又は重要な事實に付き不實のことを告げたるるとき但し保険者か其事實を知り又は知り得へかりしときは此限にあらず(商三九八)。

三、保険契約者か委任を受けずして他人の爲めに契約を爲し其旨を保険者に告げざるとき(商四〇二)。

第九章 保険事業の監督

保険は多數人民の間に損害の負擔を分配するものにして之に對し利害の關係を有する者甚だ多く且つ其事業は永遠を期するものなり。故に一度其事業の上に於て不正若しくは不注意の所爲ありたるときは常に多數の被保険者をして損害を蒙らしむるのみならず國家の經濟上にも少なからざる影響を及ぼすべし。保険者は偶然なる事故の發生に因り保険料の收入と保険金額の支出との間に立ちて利益を得んとするものなるか故に其事業は投機的の性質を有すと云はざるべからず。而して危険事實の發生に關する豫定推測の如きも未だ學理上精密の域に達せざるか故に保險事業をして保險者の爲す處に一任するときは其結果賭博と選ぶ所なきに至るべし。是を以て諸國の法律は皆保險事業に關し特別なる監督の方法を設け、一方に於て被保険者の利益を保護し他の一方に於ては可成保險をして投機的の事業ならしめざらんことを期せり。我邦に於ても近來保險業法發布せられ之に關する監督を嚴にせり。左に其重要するものに付て簡単に説明すべし。

第一、保險事業の開始に關する規定

甲、官許を要すること。此規定は監督上最も必要とする所なり。若し此規定に反し官の許可を得ずして保險事業を営む者は十圓以上千圓以下の料に處せらる。損害保險を目的とする保險會社の發起人が免許を申請するには申請書に定款、事業方法書、普通保險約款、保險料及び責任準備金算出の基礎に關する書類を添附することを要し、生命保險を目的とする會社が免許を申請するには此外、責任準備金利用の方法を記載したる書類を添附するを要す。元來保險事業は決して架空のものにあらずして確固たる學理上の基礎を有し、利益の計算、業務の執行等は一に其基礎に依りて定まるものなり。故に此確固たる學理上の基礎を有せざるものは眞の保險にあらずして賭事、博奕なり。而して此基礎を形成する所のものは死亡生存表、火災の統計、海難の統計、其他保險の種類に従ひ必要なる危険の統計表、保險料、責任準備金の算出方法等を以て重要なるものとす。主務官廳は發起人より提出する所の書面に因り是等の事項に

付き其果して學理に適するや否やを調査し、其適するものを許し適せざるものは之を認可することなし(保險業法一、五乃至八、九七)。

乙、株式會社又は相互會社に限ること。保險事業は永久を期する所の事業なり、故に確實にして大なる財産を有する者にあらざれば其責任を盡すに不安全なり。合名會社、合資會社の如く人に因りて信用を維き盛衰を異にするものは保險事業を爲すに適せず。又相互會社の社員は同時に保險者及び被保險者の二資格を併有するものにして其基礎甚だ鞏固なり。是れ法律が保險事業を営み得る者を株式會社及び相互會社に限定せる所以なり。保險會社の資本は十萬圓を下ることを得ず(同法二、一六、二八)。

丙、保險事業は他の事業と兼營するを得ること。保險會社の財産は被保險者の損害賠償に對する擔保なり。然るに他の事業を兼營すること、を許すときは他の事業の失敗の爲め保險事業の財産を消費し被保險者に對する擔保を失ふに至るの虞あり。又生命保險は他の保險に比し其

組織及び結果に於て大に異なる所あるを以て同一の會社にして生命保險と他の種類の保險とを併せて營むことは之を許さず。然れとも生命保險以外の保險に付ては此禁制なきを以て火災保險と運送保險とを併せ營むか如きは爲し得る所なり(同法三四)。

我保險業法に規定する所は以上三個の事項のみなりと雖も外國の法律に於ては此他保證金の納附會社の存立時期等に關し規定を設くるもあり。

第二、營業中に關する規定

甲、責任準備金を設備すること 保險事業は偶然なる事故の發生に因る損害を賠償すべきものなるか故に常に其賠償額の支拂に對し相當の金額を準備するの必要あり。責任準備金とは保險會社が其責を履行するか爲め準備するを必要とする金額を云ふものにして其準備を命する所以のものは會社をして財政の基礎を鞏固ならしめ詐欺の行はるゝを防ぐにあり。

責任準備金に二種あり、左の如し。

イ、未経過危險保險料 未経過危險保險料とは未だ経過せざる保險期間に對する保險料にして會社の決算に入る可からざるものなり。例へば本年五月一日より一ケ年間の火災保險を締結したる場合に於て普通一ケ年の保險料は之を前納せしむ。今其保險會社の事業年度を毎年十二月と爲すときは其年度の終に於て八ヶ月の保險期間は既に経過するものなるか故に保險料の十二分の八は之を利益金の中に算入することを得るも殘四ヶ月分の保險料は翌年の支拂に充つるか爲め繰越金として積立てざるへからず。若し之を積立てずして社員間に配當し終りたる後危險發生したるときは何を以て損害を賠償することを得んや。此繰越金を未経過危險保險料と云ひ保險會社の必ず準備すべきものとす。

ロ、保險責任金 此準備金は主として生命保險に關し準備の必要を見る。即ち將來支拂ふべき保險金額より將來受取るべき保險料を差引

きたる殘餘の金圓を保險責任金と云ふ。今之を説明せんは保險料は危險に相當すべきものにして死亡の危險は年々増加するものなるか故に保險契約者は年々其危險の増加に對し保險料を増加せざるべからず。然れども斯の如き年々危險の増加を測度して保險料の増額を爲すことは實に繁雜なる手續を要するのみならず其保險料は終には非常の多額に達し保險契約者は其支拂に堪ゆべからざるに至る。是を以て普通生命保險會社は斯の如き繁雜なる手續を爲さずして始より一定の保險料を支拂はしめ年々之を増加することなし。而して其保險料は保險契約の當時に於ける被保險者の年齢に因りて高低ありと雖も畢竟十數年間を通して計算したる平均の保險料なり。故に保險期間の初年に於ては其保險料は危險に對する權衡上稍高額なりと雖も漸次其割合を減少し終には大に低廉なるものとなるに至る。之を要するに保險會社は保險期間の初年に於ては比較的過剰の保險料を收むることを得るも後年に至るに従ひ年々比較的少額の保險料を

收むるに過ぎざるものなるか故に初に得たる過剰金を積立て置くに非されは後年の損失を償ふこと能はず。而して其積立て置くべき過剰金の額は將來支拂ふべき保險金額より將來受取るべき保險料の額を引差きたる數額を以て足れりとす。

乙、責任準備金利用の方法を定むること 責任準備金は會社の生存に重要なる關係を有すること前述せるか如し。故に會社をして濫に之を使用することを許さず之を利用する方法を一定し會社財政の基礎を確定するは最も必要なり。保險業法中には法律を以て其利用方法を規定せざるか故に之を定むること會社の自由なりと雖も其利用の方法は會社の營業免許を申請するに當り主務官廳の免許を受くべきものにして後日之を變更するに付ても亦其認可を必要とするものなれば適當の方法にあらざれば主務官廳は之を認可せざるべし。準備金を以て公債證書を購入し又は確實なる會社の株券若しくは社債券を購入し又は確實なる銀行に預け入るるか如きは普通に行はるる所なり。

丙、事業を公行すること。主務官廳は何時にても保險會社をして其營業の報告を爲さしめ又は會社の業務及び會社財産の検査を爲すことを得。若し主務官廳が會社の業務又は會社財産の状況に依り其營業の繼續を困難なりと認むるときは會社に事業の停止を命し又は期間を定めて業務執行の方法若しくは計算の基礎の變更を命し其他保險契約者被保險者又は保險金額を受取るべき者の権利を保護するに必要な命令を爲すことを得。又會社が主務官廳の命令に違反したるときは主務官廳は其事業の停止又は取締役の改選を命ずることを得。保險會社は總會終結の後遅滞なく財産目録、貸借對照表、事業報告書、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關する決議書等を主務官廳に提出することを要す。又保險契約者、被保險者、又は保險金額を受取るべき者が保險會社の定時總會終結の後營業報告書、財産目録若しくは貸借對照表の閲覽を求め又は其謄本若しくは抄本の交附を求めたるときは保險會社は之に對して閲覽を許し又は其謄本、抄本を交附せざるへからず。以上は保險事

業の現状を主務官廳及び利害關係人に公示し詐欺の行はるることを防
かんとするにあり(同法一〇、一一、一二、九二、九三)。

第三、事業廢止に關する規定

主務官廳は保險會社が其命令に違反したるときは免許を取消すことを得。免許を取消されたるときは會社は之に因りて解散す。此外、任意の解散及び合併の決議は主務官廳の認可を受くるにあらざれば其效なし。蓋し會社の解散は多數の被保險者に重要な利害の關係を有するものなればなり。又保險會社の清算は主務官廳の監督に屬す(同法一二、二一、二三、七二、七三)。

餘論 生命保険

第一章 生命保険契約の性質

生命保険契約の性質に付ては諸説紛々たり。然れども余輩は之を以て純然たる保険契約にして性質上火災保険運送保険其他の保険契約と異なる所なしと確信す。保険契約の定義は本論に掲げたり、今便宜の爲め爰に之を再言すれば、保険契約は當事者の一方が有償にて偶然なる經濟的加害事實の發生したる時財産を供給せんとを約する所の獨立の契約なり。之を生命保険契約に適合するに毫も抵牾する所なし。保險金額の支拂を約するものは保險者にして、保險料の支拂を約する者は保險契約者なり。而して人の死亡及び生存は不測の事故にして必ず經濟上の損害を伴ふものなり。故に生命保険契約を以て純然たる保険契約なりとするは毫も不當にあらす。然るに之を非難する者あるは能く生命保険契約の法律關係及び實際上の狀況を知らざるか爲めなり。乞ふ左に生命保険契約に關する疑

義を掲げて之を説明せん。

一、保険契約に於て損害を生ずべき事實は偶然なることを要す。生命保険契約に於て人の死亡及び生存は果して偶然なりや。惟ふに生ある者は必ず死す、故に人の死亡は人生に免るへからざる所にして此點より云ふときは偶然の性質を有せざるものゝ如し。然れども他の一方に於て死亡の時期に付て觀察するときはその時期は決して豫め確定するものにあらず。特に一定の期間を限りて其期間内に人の死亡するや否やを見るときは常に時期に於て不確定なるのみならず、其發生すべきや否や不確定なること火災の發生すべきや否や不確定なると同一なり。而して加害事實の發生時期不確定なることは經濟的危險に對する擔保を要する上に於て加害事實の發生不確定なる場合と選ふ所なし。故に死亡を以て偶然なる事實なりと云ふは決して不當にあらす。又人か一定の年齢まで生存するや否やは全く不測の事實なること多言を要せずして明らかなり。

二、經濟上の利益は保險契約の要素なり。生命保險契約には果して利益なるものありや。惟ふに人は生産力を有す、人の勞力は生産の要素にして經濟上莫大の價額を有す。死亡は人の生産力を消滅せしむるものにして生存は之を滅殺するものなり。加之、人の死亡したるときは葬式の費用を要し長く生存するときは多くの生活費用を要す。之れ皆人か死亡又は生存の爲めに蒙る所の損害にして此損害を避くることは一の經濟上の利益なり。消極的利益を保險に附することを得るは一般に認めらるゝ所なりとす。然らば生命保險契約に保險せらるべき經濟上の利益ありと云ふは敢て不當にあらず。之を難する者は曰く、小兒、老衰者、病人等の如き者は生産力を有せずと。然れども保險契約の成立當時に於て利益の現存することを要せざるは既に總論に於て説明せるか如くにして、是等の者と雖も後日成長し又は改悛し又は回復せば他の生産者と異なる所なきに至るへし。加之、保險事業の實際に於て最も幼稚なる小兒、老衰者、病人等の如き者を被保險者として契約を締結することなきか

故に此等に付き生命保險契約の性質を論ずる必要なし。

三、保險契約は損害の賠償を以て目的とす。故に保險者が供出すべき金額は現實の損害額に適合せざるへからず。然るに生命保險契約に於て保險者が支拂ふべき保險金額は當事者の好む所に從て其額を定む。之れ果して損害の賠償と云ふことを得るや。惟ふに損害保險契約に於ても被保險者は其好む所に從ひ保險價額の一部を保險に附することを得。生命保險契約に於て人の生産力は無盡藏なり、生命の價額は到底之を評價すること能はず、從て如何に高く保險金額を定むるも保險價額に超過することなし。故に生命保險契約は常に不足保險の形式を有すと云ふも敢て不可なきものにして、保險者は決して現實の損害なきに拘はらず、保險金額の支拂を爲すものにあらず。

四、保險料は保險者に對して與ふる所の報酬なるに生命保險契約の保險料は保險者に依りて蓄積せられ後返還せらる、之れ果して保險料の性質に反する所なきや。惟ふに生命保險契約の保險者は或場合に於ては被

保険者の爲めに積立てたる金額の拂戻を爲すべき義務を負ふ(商二八第三項、四三一第一項、四三三第二項)。然れども之れ保険者が保険契約者より受取りたる保険料を預金の關係に於て之を貯蓄し或場合に之を拂戻すものにあらず。保険契約者の支拂ひたる保険料は保険者の財産に歸し保険者は保険業法の規定に反せざる限り自由に之を處分することを得。唯生命保険契約の多くの場合に於て保険者は終局保険金額を支拂ふべきものなるか故に豫め受取りたる保険料の中より其幾分を割きて之を貯蓄し後日の支拂に準備せざるべからず。而して其準備金は既に説明せるか如く保険期間の始めの年に於て比較的多数の保険料を徴收したる中より生じたるものなれば中途にして契約無効となる場合に於ては保険者をして不當の利得を爲さしめんか爲め後年分として受取りたる保険料の一部を返還せしむること至當なり。之を以て貯金の返還と見るは大なる過なり。

以上説明するか如く生命保険契約は純然たる保険契約として之を論ずる

こと決して不當にあらず。然るに之に關する法律の規定が少しく他の損害保険と異なる所あるか爲め之を以て保険契約にあらずと爲す論者少なからず。左に其學說の大要を擧げて之を辨明せん。

第一、生命保険は貸借なりとの説。此説に於ては「保険者の義務は條件附の義務にして或は生ずることあるべく或は生ぜざることあるべきものなるを要す。然るに生命保険に於て保険者の義務は必ず生ずるものにして期限附の義務なり唯其期限が確定せざるのみ。而して保険者は必ず受取りたる保険料を返還すべきものなるか故に其義務は貸借上の義務なり」と説明せり。然れども此説を駁する者は曰く此説は「第一當事者の意思に反す(第二)貸借は元金に利子を附して返還すべきものなるに生命保険に於ては被保険者が早く死亡したるときは保険者は僅少の保険料を受取りて多額の保険金額を支拂はざるべからず之れ貸借の性質に反す(第三)生命保険契約が無効となりたるとき又は死亡の原因が保険金受取人の故意に出でたるとき保険者は保険金額の全部を支拂ふ義務を

免る是又貸借の性質に反する所なり」と。

第二、生命保険は委運の貸借なりとの説 此説に於ては「保険料は元金にして保険金額は其元金及び利息なり」と云ふ。生命保険を以て貸借なりと論ずる點に於ては第一説と同じく唯之と異なる所は單純の貸借にあらずして委運の貸借なりとするにあり。而して其貸借の委運なるは被保険者の生命の長短に依りて支拂れたる保険料の總額と保険者が返還する所の保険金額との間に差異を生ずるの一點にあり。抑保険料は死亡の豫定推測を根據とし保険金額に應じて定むるものなりと雖も其豫定推測は常に事實に符合するものにあらざるを以て保険者は時としては實際受取りたるより多額の金額を支拂ふべきことあるべし。故に生命保険か委運契約なることは誠に論者の言の如しと雖も之を以て貸借なりとするに至りては第一説と同一の非難を免れず。

第三、生命保険は貯金なりとの説 此説に依れば「被保険者は漸次保険者に貯金の拂込を爲し殖利せしめ保険者は之を保管する者なり。生命保

險契約の性質を明らかにせんと欲せば生命保険會社か爲す所の事務の實際を見るに如かず。會社は被保険者より受取る所の保険料を他に貸付け利子を生せしむ、其事務は貯蓄銀行の爲す所と同一なり。而して生命保険契約には危険なく又損害として見るべきものなし、故に生命保険契約は一種の貯金なり」と云へり。然れども此説は大に生命保険の實際上の慣例に反す。若し生命保険契約にして一の貯金方法なりとするときは被保険者は此保険料に對し絶對的請求權を有せざるべからず。然るに法律上及び實際上の慣例に於て保険者は其死亡か被保険者の故意に出でたる場合其他合意せられたる場合には保険金額の支拂を免るゝことを得、之れ貯金の性質に反する所なり。

第四、生命保険契約は貯金と保険契約との混合したる一種の契約なりとの説 此説に依れば「被保険者は一定の金額を貯蓄せんと欲して保険料を拂込むものなり。然るに死亡の時期は豫め知ることを得ざるを以て拂込みたる保険料か未だ一定の金額に達せざる以前に於て早世し其希

望を達する能はさることあるへし。早世は此點に於て一の危険たる性質を有す。生命保険契約は此危険に對し被保險者の利益を擔保するものにして、若し被保險者が早世したるときは其貯金の不足部分を補充して被保險者の希望を満足せしむ。故に生命保険契約は純然たる保険契約と貯金との混合したる者なり」と云へり。然りと雖も一の保険料を二分して一部を純然たる保険契約の保険料とし一部を貯金と爲すか如きは當事者の意思に反するのみならず、假に分別し得るものとするも貯金に屬する一部は如何なる場合に於ても必ず被保險者に返還すべきものなるに實際の慣例に於ては其全部を返還せざることあり。且つ第三説に付て述べたる所と同一の非難あるを免れず。

我商法に於ては第十章を二節に分ち、第一節に損害保険を規定し、第二節に生命保険を規定せり。故に其編纂の上より觀察するとき、商法の立案者は生命保険を以て損害保険の一種と認めざりしものゝ如し。果して然らば余輩の見解と異りたる學説を採りたるものなり。商法第四百二十七條

に生命保険契約の定義として見るべきものあり。曰く、生命保険契約は當事者の一方か相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を支拂ふべきことを約し相手方か之に其報酬を與ふることを約するに因りて其效力を生ず」と。

第二章 生命保険契約の關係人

生命保険契約は一の契約なり、故に二方の當事者あるを要す。一定の金額を支拂を約するものを保險者と言ひ報酬を約するものを保險契約者と言ふこと損害保険に異なる所なし。然れども被保險者なる名稱に至りては大に損害保険と異なれり。即ち生命保険に於ては保險に付せられたる生命を有する者を被保險者と稱し、保險金額を受取る權利を有するものを保險金額を受取るべき者と稱す。故に保險契約者か自己の生命を保險に付し自己を保險金額受取人と定めたるときは同一人にして前示の三資格を有するものなれども、此三資格は必しも同一人に集合することを要せず。

之を左の五種の場合に區別することを得。

- 一、 保険契約者、被保険者及び保険金額受取人が總て同一人なる場合
- 二、 保険契約者と保険金額受取人とが同一人にして被保険者が他人なる場合 例へば妻か生命を保険に付し自ら保険金額受取人となりたる場合の如し。
- 三、 保険契約者と被保険者とか同一人にして保険金額受取人が他人なる場合 例へば夫か自己の生命を保険に付し妻を保険金額受取人と定めたる場合の如し。
- 四、 被保険者と保険金額受取人とが同一人にして保険契約者が他人なる場合 例へば親か子の生命を保険に付し且つ其子を保険金額受取人と定めたる場合の如し。
- 五、 保険契約者、被保険者及び保険金額受取人が全く他人なる場合 例へば甲か乙の生命を保険に付し丙を保険金額受取人と定めたる場合の如し。

新商法は生命保険の最も多く行はるゝは自己の生死若くは親族の生死に關し契約するものにして、他人の生死に付き財産上の利益を有するか爲め契約するに最も少數の場合なること及び財産上の利益を有するものか他人の生死に關し契約すること得るものとするときは、保険詐欺なるもの行はれ生命を賂して金銭を得んとする弊害を生ずるの虞あることの二の理由を以て、保険金額の受取人たるべきものを被保険者、其相続人又は親族に限定したり。故に被保険者と保険金額受取人との間には、必ず相續若くは親族の關係あるを要し、他人の生命に關し濫りに保険契約を爲すことを得ざるなり。債権者か債務者の生命に關し、保険契約をなす如きは新商法の認めざる所なりとす。已に保険金額の受取人たるべきものを被保険者、其相続人又は親族に限定したる以上は、其保険契約より生ずる權利を他に讓渡すに付ても、此制限を適用するに非されは、立法の精神を貫徹する能はず。之を以て新商法は、此契約上の權利の讓渡を被保険者の親族間に限定せり。若しも保険金額を受取るべき者が死亡し又は被保険者との親族關

係止みたるときは保険契約者は保険金額を受取るべき者を定むるを得。然れども保険契約者が保険契約を繼續して被保険者の親族に保険金額を受取るべき権利を與ふることを欲せざる時は被保険者の爲め積立てたる金額の拂戻を請求することを得。又保険契約者が更に保険金額受取人を定め若くは積立金の拂戻を請求することなくして死亡したるときは被保険者を以て保険金額受取人と爲すこと商法の規定する所なり(商法第四二八)。

第三章 生命保険金額支拂

保険者は生命保険の種類に従ひ被保険者の生死に關し約定したる事故の發生したるときは保険金額を支拂ふ義務を負ふ。例へば死亡保険に於て被保険者の死亡したるとき生存保険に於て被保険者が約定の年齢に達したるとき又は年金保険に於て被保険者が死亡し又は一定の期限に至るまで生存したるとき之を支拂ふか如し。保険金額は契約に従ひ或は一時に或は一定の期間に分割して支拂ふことを得。

保険者は何人に對して保険金額を支拂ふべきものなるや。之には場合に依りて區別あり。

- 一、 保険契約者が自己の爲めに自己の生死を保険に付したる場合に於て保険金額の支拂原因が其者の生存中に生じたるときは自ら保険金額を受取ることを得るも死亡を原因とするときは其者の相続人に於て之を受取るべきものとす。
- 二、 保険契約者が自己の爲めに他人の生死を保険に付したる場合に於ては保険契約者又は其相続人之を受取る。
- 三、 保険契約者が他人の爲めに自己の生死若くは他人の生死を保険に付したる場合即ち保険金額を受取るべき者を定めたる場合には固より其者のみ保険金額を受取ることを得るなり。此場合に其受取人死亡し又は被保険者との親族關係消滅したるときは保険契約者は更に他の者を保険金額受取人に定むることを得。若しも保険契約者が之を定めず又は積立金の拂戻をも請求することなくして死亡したると

きは被保険者か保険金額受取人となるか故に其結果第一の場合と同じに歸すべし。

保険者は被保険者の死亡か戦争其他の變亂に因りて生じたる時、保険契約か解除せられたるとき、保険期間中、保険契約者又は被保険者の責に歸すべき事由の爲め死亡の危険か著しく變更増加したるとき等の場合に於て保険金額を支拂ふ義務を免かるゝこと損害保険の場合と異なることなし。唯た生命保険に特別なる保険金額支拂義務の免除に二の場合ありとす。

一、被保険者か自殺、決闘其他犯罪又は死刑宣告に因りて死亡したるとき、

二、保険金額を受取るべきものか故意に被保険者を死に致したるとき、第一は被保険者か故意に生命を失ひたる場合なり。蓋し被保険者の生命は損害保険物と殆んど同一のものなり。被保険者に固有なる損害は保険者の賠償すべき範圍に屬せざることは前に説明せる所なり。然るに生命保険に於て死亡は生命に固有なるか故に此點に關しては損害保険の法則

を全然適用すること能はず。之を以て法律は特別の規定を設けて死亡か被保険者の故意に出でたる場合に於てのみ保険者に保険金額支拂の義務を免除したり。自殺は固より故意を要するものなれば精神の喪失者か自ら生命を失ふも之を以て自殺と云ふこと能はず。決闘は自ら危険に臨むものにして之に因り死亡の結果を惹起することあるも保険者は責任なし。之に反して正當防衛に由り死亡したるときは保険者は責を免かれず。何となれば正當防衛は生命を維持する爲めに爲す所の行爲にして被保険者に自ら死亡を招くの意なければなり。犯罪に因りて死亡する場合は強竊盜か被害者の爲めに殺されたる場合の如き類を云ふ。又死刑の執行に因りて死亡したるときは其死亡の原因か死刑の執行にあるを必要とす。故に死刑の判決確定するも未だ執行に至らざる間に疾病其他の原因の爲め死亡したるものは此内に包含せず。之を要するに被保険者か過失に依りて死亡したる場合は勿論、法律に定めたる場合の外は保険者其責を免かるゝを得ざるなり。當事者か合意を以て他の義務免除を定むることは固

より自由なりとす。此第一の義務免除の場合に於て保険者は被保険者の爲め積立てたる金額を拂戻さる可らず。

第二は被保険者の死亡か保険金額受取人の故意に原因する場合なり。保険契約の原則として損害は被保険者(損害保険に付て言ふ)の意思に原因せざるとを要す。此原則は生命保険にも亦適用せらるべきものとす。故に保険金額受取人か故意に被保険者を死に致したるときは保険は其義務を免かる。但し其者が契約上、保険金額の一部を受取るべき権利を有する場合に於ては保険者は其残額を支拂ふ義務を免かることを得ず。是れ其死亡は其残額に對する権利者に對しては全く不慮の事故にして他人の不法行爲の爲め其者の権利を失はしむることを得されはなり。

以上二個の場合に保険者をして其責を免かれしむる規定は公の秩序に關するものなるか故に之に反する合意を爲すも其効なし(商法四三一)。

爰に附加して説明すべきとは積立金の拂戻なり。保険者は保険契約か解除せられ又は無効となりたるか爲め保険金額を支拂ふ義務を免かるゝと

きは被保険者の爲めに積立てたる金額を拂戻すことを要す。是れ商法第四百三十三條第四百三十一條第二項第四百二十八條第三項の規定する所なり。爰に言ふ積立金なるものは前編に於て説明したる責任準備金に該當するものなり。生命保険會社は保険金額の支拂に充つる爲め前取りしたる保険料の一部を準備する義務あり。此金額は保険契約か繼續する場合に必要を見るものなるか故に其契約か解除せられ又は無効となりたる場合に之を取得するは不當利得を爲すものに外ならず。蓋し年掛保険に於て年々の危険に相當する保険料を受取ることゝすれば年々其金額を變更せざる可らず。故に便宜の爲め之を平均し年々同一の保険料を徴收すること實際に於て普通行はるゝ所なり。之を以て保険者は保険期間の初期に於ては實際に要するよりも多額の保険料を徴收することゝなる。是れ積立金の生ずる所以にして其詳細は前編責任準備金を述ふるに當り説明したる所の如し。此の如く積立金は保険者か實際要するよりも多くの保険料を受取れることに因りて起るものなるか故に契約の解除又は無

より自由なりとす。此第一の義務免除の場合に於て保険者は被保険者の爲め積立てたる金額を拂戻さざる可らず。

第二は被保険者の死亡か保険金額受取人の故意に原因する場合なり。保険契約の原則として損害は被保険者損害保険に付て言ふの意思に原因せざるを要す。此原則は生命保険にも亦適用せらるべきものとす。故に保険金額受取人が故意に被保険者を死に致したるときは保険は其義務を免かる。但し其者が契約上、保険金額の一部を受取るべき権利を有する場合に於ては保険者は其残額を支拂ふ義務を免かるゝことを得ず。是れ其死亡は其残額に對する権利者に對しては全く不慮の事故にして他人の不法行爲の爲め其者の権利を失はしむることを得されはなり。

以上二個の場合に保険者をして其責を免かれしむる規定は公の秩序に關するものなるか故に之に反する合意を爲すも其效なし(商法四三一)。

爰に附加して説明すべきとは積立金の拂戻なり。保険者は保険契約か解除せられ又は無効となりたるか爲め保険金額を支拂ふ義務を免かるゝと

きは被保険者の爲めに積立てたる金額を拂戻すことを要す。是れ商法第四百三十一條第四百三十一條第二項第四百二十八條第三項の規定する所なり。爰に言ふ積立金なるものは前編に於て説明したる責任準備金に該當するものなり。生命保険會社は保険金額の支拂に充つる爲め前取りしたる保険料の一部を準備する義務あり。此金額は保険契約か繼續する場合に必要を見るものなるか故に其契約か解除せられ又は無効となりたる場合に之を取得するは不當利得を爲すものに外ならず。蓋し年掛保険に於て年々の危険に相當する保険料を受取ることゝすれば年々其金額を變更せざる可らず。故に便宜の爲め之を平均し年々同一の保険料を徴收すること實際に於て普通行はるゝ所なり。之を以て保険者は保険期間の初期に於ては實際に要するよりも多額の保険料を徴收することゝなる。是れ積立金の生ずる所以にして其詳細は前編責任準備金を述ぶるに當り説明したる所の如し。此の如く積立金は保険者が實際要するよりも多くの保険料を受取つたることに因りて起るものなるか故に契約の解除又は無

效となりたる場合に之を拂戻さしむるは固より當然なり。

法科書 保險法 終

明治三十四年十月八日印刷
 明治三十四年十月廿一日發行

定價金四拾錢

著者 和 仁 貞 吉
東京市四谷區左門町三十八番地

發行者 高 田 俊 雄
東京市牛込區赤城下町廿七番地

印刷者 佐 久 間 衡 治
東京市牛込區市ヶ谷加賀町二丁目三番地

發行所 東京專門學校出版部
東京府豊多摩郡戸塚村大字
 下戸塚六百四十七番地

印刷所 株式會社 秀英舎第一工場
東京市牛込區市ヶ谷加賀町二丁目三番地

不 許
 複 製

早 稻 田 叢 書

早稻田叢書出版の趣意

接するに學問は何 自國の語を以て爲すべきものなり現に英人は英語を以て佛人は佛語を以て獨逸人は獨逸の國に於ても 自國の語を以て爲すべきものなり現に英人は英語を以て佛人は佛語を以て獨逸人は獨逸の國に於ても 成行を見るに時勢は此普通の道を履むを許さず學に志す者其目的を達するの手段として先他國の語を學び然る後其語を以て著述せられたる書籍により研究せざる可らざりしなり抑も如何なる學問を問はず其範圍を窺はんとする者は自國の語によりて研究するのみを以て満足せず他の國語をも學習して研究の範圍を擴むるは固より必要なれ共當初より外國の語に依らざる可らずとせば當に不便の少からざるのみならず弊害も亦極めて多 學問の獨立なるものを得て期す可らず我が東京專門學校は元來この專ら邦語を以て 政治經濟法律文學の諸科を授け而して其二十年間の経邦語を以て専門學を教授するの結果は外國語を以てするに比し毫も劣ること無きのみならず 反つて良好なり而して外國語を學ぶが爲に費すべき勞苦と歲月とは固より之を省くを得ると然れ 邦語教育は教場教育なり修學者一旦教場若くは講義録を離れば 彼の参考書なるもの大抵發行文字にして邦語を以て編まれたるもの殆んど有る無しこれ豈學問の進歩に關する一大缺典にあらずや思ふにこれを補ふの途他無し先達の學者著述を務むると共に諸外國の名著を翻譯して之に關する一大缺典にあらずや思ふにこれを補ふの途他無し先達の學者著述を務むると共に諸外國の名著を翻譯して之に關する一大缺典にあらずや思ふにこれを補ふの途他無し先達の學者著述を務むると共に諸外國の名著を翻譯して之

大賣捌 有斐閣書房

東京市神田區一ツ橋通町

賣捌所 東京堂

東京市神田區表神保町

同 中野書店

東京市牛込區矢來町

同 吉岡書店

大阪市東區備後町四丁目

早稻田叢書

米國プリンストン大學政治科教授
文學博士ウヰッロオ、ウヰルソノ原著
法學博士 高田早苗 譯

政治汎論

冊一全

一名 沿革實用政治學

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
一千二百五十頁 小包料四百頁

歐州の所希羅、羅馬の古代より英國佛蘭を始めて近世歐米諸大國の政治制度の沿革及び現行の憲法行政法地方制度等を説明して細大漏す處なし教科書として適當なるのみならず世界政治制度の實況を知るに於て本書の右に出づるもの未だ世にあらざる亦明暢なり

英國ケンブリッヂ大学教授アルフレッド、マシーナル原著
法學士 井上辰九郎 譯

經濟原論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢
八百頁 郵稅拾八錢

原著者は近世經濟學界の木鐸として歐米二大國に盛名あり本書は其最近の名著なり、英派の隆衰を追はず又獨派の新奇を街は

早稻田叢書

盡して遺憾なし、著者が國際法專攻の名家たるは世の知る所、附録には我邦と英、獨、露、米、清等五大國との新條約正文を附す

英國 シヂウ井ツク 原著
全學士土子金四郎 共譯
法學博士 島 錦治 共譯

經濟政策

冊一全

附外國貿易論

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

政府と産業との關係、公正なる富の分配法、經濟と道德との關係、是れ皆本書の正解明瞭する所、外國貿易論亦新説の見を以て外國貿易に關する一切の事項を論斷す今之を一書に綴るは近代二項學の名著を一目の下に證過するの利便を讀者に得せしめんが爲なり

英國 シ、エ、キ、エ、ン、ス 原著
法學博士 天野爲之 譯

經濟學研究法

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓
四百五十頁 郵稅拾貳錢

不偏不黨公平正大の眼を以て經濟學研究の方針を指示し純正論

す所既確健にして立論精詳なり譯者本版に於て更に大訂正を加ふ
英國 ウ、オ、ル、フ 原著
法學博士 天野爲之 譯
柏原文太郎 譯

國民銀行論

冊一全

一名 信用組合新策

背皮金文字入上製 正價壹圓
五百餘頁 郵稅拾四錢

原著者は斯道の獻身的共植者として世界に知られたるの人、其説く所國民の勤儉心を養ひ資本努力の調和を計り國家生産上に裨益を興へんことを期し、思ふに本書の如きは我邦信用組合の發達を助け社會問題解釋の指南車たるべき稀有の良書なり

國際法
專攻法學博士 中村進午 著

新條約論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓參拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

最新の學理によりて改正條約を解釋し舊條約と改正條約との得失利弊より新條約實施に關し國民の心得可き事項に至るまで觀

派及歴史論派の缺點短所、鮮見誤謬を論議したるものにして論評的確引證精密、譯文亦最も平易簡明なり經濟の學に志す者は先づ本書に依て其研究の方針を定むべきなり

國際法學會員 有賀長雄 著
法學博士

近時外交史

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
七百餘頁 郵稅拾六錢

斯學專攻の有賀博士が多年研鑽の餘に成りしもの、筆を維納公會に起し希土戰爭に至りて畢る列國交渉の最も頻繁なる時代を網羅す材料豊富にして敘事精確文章亦雄麗なり此書一面より見れば以て最近歐米列國の改造史と稱すべく又近世偉人傳とも云ふを得べし

英國 ヒ、シ、ス、コ、ット 原著
法學博士 高田早苗 譯

英國國會史

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓參拾錢
八百餘頁 郵稅拾八錢

英國世門開けて以來千有餘年間の變遷事例を説くこと極其精明、歴世の英物が國會場裏に角逐馳せしたるの活劇は本書之

早稻田叢書

を説くこと印に暗る。如し巻尾に歴代諸王及重要事件、ハノール王期首相年表及近世英國政黨組織の沿革等を添ふ
英國ニ、グイ、ダイシ、原著
法學博士高田早苗共譯
文學士梅若誠太郎共譯

英國憲法論

冊一全

附 英國憲法講義

背皮金文字入上製 正價壹圓七拾五錢
九百餘頁 郵稅貳拾錢

繁雜難解なる英國の不成典憲論の眞髓を明かにしたるものは本書なり、立憲政治の祖國たる英國憲法の性質は立憲國民の須らく知るを要する處、而して英國憲法を研究するに適當なる本書の如き世界其比を見ざるなり附録には高田博士の簡明なる『英國憲法講義』を添ふ

英國シ、エフ、ペステール原著
法學士井上辰九郎共譯
法學士高野岩三郎共譯

財政學

冊一全

背皮金文字入上製 正價貳圓貳拾錢

一千五百五十頁 小包料四百餘
原著者バ氏が經濟學者として世界の大家なるは識者の認むる所
本書は即ち氏が深刻なる學識と該博なる材料とを以て成れる學
世の大著『パブリック・ファイナンス』を翻譯したるものなり、六
編三十八章に分れたる大冊一讀してよく財政の學理と實際とに
通曉するを得べし

今歐洲外交史

冊二全

背皮金文字入上製 正價參圓五拾錢
一千六百頁 郵稅參拾六錢

此傳學と能文とを以て著名なりし故瀧井君が心血を凝まして譯
述されたるものにして歐米に於ける唯一の完全なる外交史なり
原著者は佛國史學の大家、最近八十年間に於ける歐洲外交の形
沿革を叙述し、列國間に親和、抗争、聚合、離散する所以の形
勢事情を明にし、敘事精確にして議論學識、譯文亦頗る雄渾に
して幾多歐洲外交の英物が龍圖虎搏の壯技を演ずるの狀態々
として觀るが如し

露國フリードリッヒ、フオン、マルテンス原著
國際法專攻 法學博士 中村進午譯

國際法

冊二全

背皮金文字入上製 正價貳圓貳拾錢

早稻田叢書

背皮金文字入上製 正價金四圓
一千八百頁 郵稅四拾錢
原著者が歐洲第一流の國際法學者たるは識者の認むる所、而
かも本書は其學世の大著述にして世の國際法を談する者殆んど
引證を之に採らざるはなし、約二千頁の大巻先づ筆を概論に起
し國際公法、私法、刑法に迄論及して餘蘊なし、斯學に關する無
二の寶典といふも決して溢美に非ず

英國 シヤズチン、マ、カッシー原著
高田早苗共譯
日本 吉田巳之助共譯
石井勇

英國今代史

卷上

一名 女皇之御宇

全部三卷の内上巻千五百餘頁背皮金文字入
上製正價貳圓參拾錢 小包料四百餘

此書英國現代の政治、宗教、文學、教育、工業等國家社會百般の事
網羅して遺さず、上中下三巻總て三千餘頁に渉る大著作なり、
流麗圓轉の敘事痛快鋭利の論評實に歴史の模範たるに恥ぢず原
著者は英國々會議員にして多才卓識の政治家該博精通の歴史家
として有名なる人、譯者龍圖の筆を揮ひ多年を費して本書を譯
出、其津々の趣味は讀者に與ふるに小説以上の快感を以てする
を必せり

文學士 姊崎正治著

宗教學概論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
六百餘頁 郵稅拾六錢

本書の特色は從來の比較宗教學或は宗教史よりも一歩を進め
く事實を蒐集し材料を豊富にし心理學、倫理學、社會學等の諸方
面に關し統一的説明をなしたるにあり、宗教の科學的及人文的
研究に一系統を創始せんとあるは本書者の獨に抱負する所、趣
味を斯學に有するの士は須く一讀參考に資する所ありて可なり

米國 コロムビヤ大學 フランク、シエー、ケッドノウ原著
政學部行政法教授

日本 東京專門學校 浮田和民譯

比較行政法

冊一全

背皮金文字入上製 正價金貳圓
八百頁 郵稅貳拾錢

世の行政法を説く者多く獨、佛を稱揚すと雖も其實質及精神に
至ては英米亦大に長所なくんば非ず本書は研究至難なる英米の
行政法を解説するも極めて明瞭にして之を獨佛の制に比較して
其長短優劣を明かならしむ、斯學開けて以來の名著作なり、學者
に政治家に、行政官吏に各種の受驗者無上の參考書たるべし

早稻田叢書

英國 ミケール、マルホル 原著
日本 フロント、オフ、大石 熊吉 共譯
前川九萬人

萬國國力比較

冊一全

背皮金文字入上製一千頁
精巧圖面三拾餘頁挿入

本邦能する所、世界各國に於ける農工商業、内外貿易、鑛山事業は勿論、領土、人口、資本家労働者の状態より牛羊鶏豚の數に至るまで細大漏さず之が統計を舉げ、各國の比例を示し一讀人をして世界各國の富強強弱を知悉せしむ、歐米の識者稱して十九世紀有数の大著と云ふ以て本書の價値を知るべし、學者、政治家、新聞記者、商工業者必讀の書なり

米國 キーディング 原著
文學博士元良勇次郎 譯
文學士遠藤隆吉 譯

社會學

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
五百五十頁 郵稅拾四錢

早稻田叢書

近時内外國民の交通漸く熾なりと共に彼我法律適用の標準たる國籍私法研究の切要なるや言を待たず本書の著者は共に多年身を新學の研究に委ねたる人、共に謀つて本書を成すに益し世間同類書中の白眉たるや論なきなり、學生の教科書に用ゆるも可なり、學者の座右に供するも可なり、各種受験者の參考に資する最も可なるべし

米國 古倫比亞、メーヨ、スミス 原著
日本 吳文聰 譯

社會統計學

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
六百餘頁 郵稅拾四錢
統計は社會に關する學問の研究に缺くべからざる尺度にして、此尺度の應用充分ならざれば政治學、經濟學將た社會學の研究到底確實なる能はず、本書は最近の人口統計學を基礎とし之を社會の現象に當て立論せるもののみならず、荷くも政治經濟の學に志す者須く一本を座右に供すべきなり

安部磯雄 著

社會問題解釋法

冊一全

社會學に關する最近の名著にして社會の始源、其成長、構造、目的及活動を心理學、倫理學、國家學、經濟學其他諸科學の各方面より説明せるものなり、著者學殖の深遠豐富なる新穎の一家言を立て歐米の學者をして本書を以て社會學の組織を一新したるものとし斯學の研究に必ず本書に須たさるべからざるの言を爲さしむるに至る、學者必讀の書なり

文學士 桑木嚴翼 著

哲學概論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
五百五十頁 郵稅拾四錢

凡百の學深く之を究むれば竟に哲學に歸入せざるもの少し左れば苟も學に志す者は先づ哲學の大綱に通ぜざるべからず、而かも我學界に在る哲學に關する其書の乏しきは眞に遺憾の事に屬す本書の出づる實にこれ爲なり、説く所廣く略書を洗滌して能く其書を究め、行文亦簡明にして能く其要を得たり以て教科書に用ゆべく以て參考に資すべし

瑞西法學博士野澤武之助 共著
國際法專攻山口弘 一著

國際私法論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢
四百五十頁 郵稅拾貳錢

世の社會問題を論する者多くは理論の片面を就くに非れば徒らに狂熱の言句を連ねて空談放言するに過ぎず、平易の文を以て温健の思想を遣り同情ありて偏底せず熱心なれども逼迫せず豐富なる材料を接排して規距其序を失はざるは實に本書の特色とする所なり、世の志を此問題に傾くる者かして趣味賞併せて之を得せしむるもの本書の外に求むべからず

男爵 林董 鎌田 榮吉 栗原 亮一 序
法學博士 有賀 長雄 鎌田 榮吉 閱
佛國學士會員アナトール、レルア、ポリニ、原著
日本 林 毅 陸 譯

露西亞帝國

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓貳圓
八百五十頁 小包料四百文

記する露西亞の政治、社會、宗教の各方面より其組織及真相を縱横に解釋評論し局外より容易に窺ひ難き社會下層の事情及露西亞の性癖に至るまで能く隱微を穿ちて餘す所なし、原書は觀察鋭利に過ぐるの故を以て露西亞に於ては禁書として發賣を禁止せられたるものと云ふ以て本書の價値を知るべし、譯文流暢にして悉明確僞一過して露西亞とは如何なる國にして露人と如何なる民なるやを知るを得べし

早稻田叢書

法學博士有賀長雄著

國法學

卷上 近刊

背皮金文字入上製 紙數凡七百頁
正價壹圓七拾五錢 郵稅拾八錢

本書は有賀博士が從來日本に行はるゝ國法學の大抵獨逸國法學の翻譯に過ぎずして日本國家の編成と相容れざる學說を其儘取次ぐの弊を去り、**日本獨立の國法學を構成**せんとして著したる者なり、其説く所日本國法沿革に始り天皇、政府、議會、官廳、官吏、地方自治、法律命令、行政、縣廳及行政裁判に及ぶ、茲に其の特色の一二を擧げれば本書は日本の歴史を基礎とし(一)日本の國法を主幹とし泰西の國法を枝葉とし比較論究し(二)又泰西國法學大家の說にして我國法と相容れざるものと雖も其名論卓説は之を細註として參考に供し(三)泰西の國法學者が政治及政黨を以て法律以外のものとして之を國法學に論じざるは從來の研究法に於ける一大缺を補はんとし(四)又泰西の國法學の點を以て本國に於て政治及政黨の効用を學理的に解明し之に基きて國家の運用を論じ(五)泰西諸學者の右に一歩を進めたるものなり(四)されば**國法學に大革**進を加ふるものと謂ふべし日本人は勿論歐米の學進者も亦珍重せん大方の君子幸に愛讀を吝む勿れ

近刊

- 法學博士有賀長雄著 國際公法
- 獨逸士別島義二著 國法學
- 獨逸士別島義一著 普國々家法論
- 獨逸士別島義一著 國家學原理
- 法學士菊地駒治著 帝國憲法論
- 法學士竹井耕一郎著 比較憲法論
- 米國博士高田早苗著 政治犯罪論
- 佛國博士平康重著 經濟原論
- 英國ニゴルソン著 經濟原論
- 獨逸博士松崎藏之助著 佛經濟原論
- 法學士神戶正雄著 佛經濟原論
- 獨逸博士アルク著 佛經濟原論
- 農學士佐久間信恭著 佛經濟原論
- 浮田和民著 史學原論
- 英語及英文研究資料

早稻田小篇

早稻田小篇出版の趣意

本校既に専門の學に關する參考資料として廣く各種の叢書を出して學問普及の道を拓くと共に今復た別に早稻田小篇なるものを發行する所以のものは他なし由來本校に關係を有する碩學名家の筆端に上れる述作若くは翻譯にして優に研學の資となすに足り而かも短篇にして各種の叢書に入るに適せざるもの既往に多く將來も亦益々多からんとす此等のもの豈之れを高閣に束ねて永く埋没せしむるに忍びんや即ち早稻田小篇の名を以てこれを世に公にし大に篤學の士を益せんとするなり

故酒井雄三郎君著

十九世紀歐洲政治史論

冊一全

正價 金參拾錢 郵稅 金四錢

(版再) 最近八十年間に於て歐洲列國が其政治上に於て進出したる進歩の行程を示し其因果の關係を明かならしめたるもの、觀察周到にして行文簡潔一目して前世紀間歐洲政界の進化を觀察するを得べし

國際法論

冊一全

正價 金參拾五錢 郵稅 金四錢

佛國巴黎大學レイノール原著 法學博士有賀長雄序 法學士宮本平九郎新譯 國際法の概念を説き其淵源を詳にし新學研究の參考たるべき諸大家の好著を紹介する等周到餘す所なし、有賀博士本書に序して曰く「佛國現時の國際法學者は第一指をレイノール氏に屈せざるべからず而して氏の名を實に此書に在り」と

早稲田小篇

法學士織田一著

支那貿易

冊一全

正價 金四拾錢 郵稅 金四錢
著者織田清國に航し具に商工業を視察し得たる材料に廣く英國の諸書を參照して成れるもの即ち本書なり世界の一大企業地と稱せらるる清國の南北中央の要地に於ける商工業の状況之を詳説して歴々觀るが如し

横山正修編著

非鐵道國有論

冊一全

正價 金貳拾五錢 郵稅 金四錢
主として佛國の大家ガリョー氏の『近世國家職務論』及アルフレッド・マンジエ氏の『世界國有鐵道の成敗』を摘述して著者の意見を加へたるもの、世の鐵道經濟を研究せんとする者及政府職務の範圍を明かにせんとする者の爲に好個の參考書なり
ドクトル、オウ、高木正義纂譯

(版再) トラス ト
正價 金參拾錢 郵稅 金四錢 冊一全

早稲田小篇

伯爵大隈重信講演

菅公談

冊一全

鮮明肖像入
正價 金參拾錢 郵稅 金四錢

菅公傳より起りて右大臣に進み宇多醍醐の兩朝に仕へて君國に大功あり、不幸中道にして貶竄に遷ふと雖も其遺徳千歳に傳はりて天滿宮の靈威今に至りて益々顯著なり然れども古來偉人の性行人物往々世人の物議に上り其眞相容易に窺ふべからず、菅公の人物德行千有餘年の今日に至て大に學者論士の是非する所と爲り或は其人と爲り大隈伯爵菅公の裔を以て評説す、傳引旁證斷するに精到の識見を以て自ら書生俗儒の論と同一

經濟社會の大革命とも稱すべきトラスト制度の利害得失を明にし、其米國に於ける眞相現狀等を示したるものなり、トラスト問題は漸く我國に波及し來れるの今日、大に研究を要するや論なし、而して此問題を詳説したるもの獨り本書あるのみ

小山松壽著

南清貿易

冊一全

正價 金五拾五錢 郵稅 金六錢
各國勢力範圍 支那交通 産業圖挿入

本書の著作は永く南洋にありて自ら商業に従事しよく其事情に精通したる人にして叙記主として其實地の視察に基く故に若し一たび本書を讀むれば南洋貿易の状況幣制交通商業機關の如く一日の間に詳かなるを得ん本書は又別に各國權力範圍鐵道及び産物等を圖表したる地圖三葉を挿入して讀者の參考に資せり

英國アーチバルド、アノル、コフリン原著
法學士 立作太郎抄譯

最近之支那

冊一全

正價 金三拾五錢 郵稅 金四錢

綱島榮一郎纂譯

快樂派倫理

冊一全

正價 金五拾五錢 郵稅 金六錢

ミル、ベンザムの功利説が今尚ほ我が一般の思想界殊に倫理道徳の境に至大の勢力を有しつゝあるは言を須ひざる所一つは現實主義唯物主義の滔々たる氾濫に伴て一代の人心擧つて快樂狂とならんと言管に常人然るのみならず、堂々たる學者思想家にして尙人生唯一の目的は快樂にありとの思想を抱かざるもの幾何ぞ快樂果して人生唯一の目的なるべしや、道徳上唯一の標準なるべしやこの問題を解釋して一個の燃犀の明を倫理界に與へたるものは本書なり本書は希臘時代の快樂派倫理學者より始めて今代のホップスロツク、ヒウム、ベンザム、ミル、スペンサーの諸大家に至るまでの有ゆる快樂派倫理の歴史を歴史的に叙述且論評して精徹明瞭、一點の差をとめず、小冊子なりといへども世界倫理文庫中の一異彩として噴々の評あるもの世の一般倫理道徳の事に志あるものは言ふに及ばず教育學者及び文部受驗者の好參考書として推薦す又幸は明晰雅健一筆の懈なく世の滔々たる難雜生硬の直譯的文章と違つて其の撰を異にす

歴史叢書

歴史叢書出版の趣意

本校出版部は史學專攻の諸名家に囑し「歴史叢書」の名の下に左の諸歴史を出版せんとす其趣旨とする處は世界的觀念の發達して國民教育の一大主眼を貫徹するに就て裨益する所あらしめ且つ諸専門學科就中政治、經濟、法律、文學の諸科を研究するの基礎として必要なる歴史的知識の普及を計らんとするにあり二十世紀の日本國民は特に世界を知らざるべからず史的知識に基かざる空論妄斷は遂に有害無益たらざんばわらず世間有識の士幸に余輩と感同ふし「歴史叢書」出版の舉を贊助せられれば當に余輩の幸福のみにあらざるなり

法學博士 高田早苗校閱 山本利喜雄編著

露西亞史

冊一全

正價 金壹圓廿五錢 郵稅 金拾貳錢 總クローリス上製四百五十頁石版地圖挿入

本校が歴史叢書を發行するの主旨は大略上述の如し而して其第一編として露西亞史出すの理由は他に非ず近來世界に於ける露國の勢力は炎々として烈日の如く特に其東洋に於ける近時の活動は全世界の耳目を變動せしむるに足るものあり然れども建國

以來其歴史は暗黒に掩は「大なる怪物」の如く見做れ露國なるものは一の「大なる怪物」の如く見做れ得て知るべからず特に利害の關係密接なる我同胞間に於て露國に關し知識最も乏しき心免れず是れ本校が露西亞史の發行の爲め深く遺憾とする所にして今此露西亞史を上梓するも一は之が爲めなり、本書は山本利喜雄博士が露西亞史のオーソリテイと稱せらるるラムホド氏の名著を基とし傍ら博く東西の史書を參考して編成したるものにして露國建國以來今日に至る盛衰消長より其人情風俗宗教文藝に至るまで詳説し所なく「大なる怪物」の本林は本書に依りて全く明瞭なりと謂ふべし左れば從來露國史の欠乏に苦める學者は勿論東洋の風雲甚だ念なる今日志を天下國家に存する人士の必ず一讀せざるべからざるものは本書なるべし

歴史叢書

松平康國編著

英國憲法史

冊一全

正價 金壹圓廿五錢 郵稅 金拾四錢 總クローリス上製四百五十頁石版地圖挿入

憲法史の研究は一方に於て政治家の寶典たると同時に他の一方には民族心理の歴史若くは社會學研究の缺くべからざる參考書たり英國の憲法史は世界各國の憲法史に於て最も研究の値ありしるものなり其研究の爲めには松平康國氏の「英國憲法史」を讀むべし其研究の爲めには松平康國氏の「英國憲法史」を讀むべし其研究の爲めには松平康國氏の「英國憲法史」を讀むべし

松平康國編著 東京師範大學 內暢 三譯

歐洲十九世紀史

冊一全

正價 金壹圓廿五錢 郵稅金拾貳錢 總クローリス上製四百餘頁石版地圖入

世界近世史

冊一全

正價 金壹圓廿五錢 郵稅金拾貳錢 紙版四百餘頁 石版地圖挿入

歴史は近世史より有益なるはなく近世史より面白きはなし開闢以來未曾有の大活動は東西混同の大舞臺に現はれ來り政教の衝突は列國を亂渦中に投ずるかと思はれ君民の軋轢又天下をじて修羅場を化せしめんと思はれ風雨晦冥或は青天白日亡國の歌は自由の鐘に和し文明の光は風雲の色を帯び山嵐水出で柳暗花明の局面の廣大世態の變化眞に是れ造化得意の脚色なりと謂ふべし然るに世間の書籍は概ね教科書的瑣碎の林藪なるが爲め唯筋書を讀むが如くにして活氣に乏しく折角の下題も趣味

書叢史歴

なく活氣なきを免れず今や破天荒の近世史は新面目を以て世に出たり記する所東西の交通に始りて維納會議に終る迄も歐洲十九世紀史の前編とも云ふべき時代を包括せるものにして其長技なる文章は縦横に發揮せられて拘る所なく簡明にして雄麗疎ならず豪放の事を叙する處は人をなして案を拍ち快を呼ばしめ悲壯の事を記する處は巻を捲て泣泣せしめ史上の各段は案々として活動するが如し讀者は樂讀又樂讀大國圖に到るを覺えず必ず大喝采を以て之を迎ふべきを知る

長田忠一編著

佛蘭西史

全一冊 (近刊)

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢
總クローヌ 上製 紙數四百餘頁

石版地圖挿入

忽ちにして飛流萬丈乍ちして穩波千里呼べば則ち山鳴り谷答え龍吟し虎嘯く若し夫れ春花秋月の景と趣きと美人英雄と情とを併せ得て險絶奇絶を極め佳絶快絶を兼ね人をして一讀手を持くに忍びざらしむるもの天下佛蘭西史に如くはなかるべし是れ其國の歴史萬狀由來人をして應接暇あらざらしむるに由らずんばあらず有閑れし尋常茶間の佛蘭西史尙ほ且つ然り本書況んや身長は其境を履んで新しく其國の文物に接し其國の人物に交れる秋露居士得意の編述に係るに於てなや盛衰興亡長短得失之を辨して詳略宜しきを得諸書を涉獵して掛益折中一に的確を期し其間の用意最も周到を極む教科書として蓋し尤も妙滿天下の讀書子先づ觀るを快とせん

近刊

希臘史	浮田和民編
羅馬史	浮田和民編
英國史	松平康國編
獨逸史	文學士隈本繁吉編
伊太利史	文學士坂本備一編
西班牙葡萄牙史	文學士村川堅固編
荷蘭白耳義史	文學士坂本健一編
北歐史	文學士高桑駒吉編
土耳其波留汗史	長田忠一編
米國史	小崎弘道編
中央亞細亞史	文學士長瀬風輔編
印度史	文學士高桑駒吉編
清國史	文學士矢野仁一編
近世殖民史	文學士河合弘民編

書叢學文

文學叢書出版の趣意

我校豫て歐米に所謂「大學普及事業」の聲に倣ひ、或は盛に諸科の講義録を發行し、或は講義を各地方に開き以て高等國民教育の擴充を圖ること茲に年あり。然るに從來は政治、法律、經濟、外交、史學等の著譯を紹介するに忙うして、未だ曾て純文學の鼓吹に従事するに及ばざりしが、今回漸く幾分の餘力を得たるにより、乞うて斯道専門の諸家を起たしめ、新に活動の端を發き、文壇刻下の沈睡を攪破し、重ねて文學の新機運を招致せんと企圖す。乃ち其の手段として、一面は古きを東洋の古傑作に温めて斬新なる評論註釋に新智開發の道を開くと同時に一面は泰西最新の名著傑篇を翻譯若しくは評論して十九世紀末造の大思潮を紹介し、髣髴新理想の投影を傳へ、以て將來來らんとする人事想の豫測に便ならしめんと期す。而して本校の素志は主として世の闕點を補ふにあるがゆゑに、所謂東洋の古傑作の如きは、既に屢々紹介せられたるもの、乃至稍や陳腐に屬せるものを避けて、我が未來の文學的活動に關係最も深かるべきもの、さなくば世間に珍とせらるべきたぐひのもののみを選び、且つ最も斬新なる方法によりて、其の紹介に着手したり。但し追々に事業の歩武の進むにつれて、餘力の前陳以外に及ぶことあるべきは論を俟たず。若し夫れ本叢書の第一篇として刊行する坪内博士講述の『英文學史』は、便宜によりて泰西文學紹介の總序に代へたるもの、所謂文學叢書の例外たることを了せられよ。

文學叢書

文學博士坪内雄藏著

英文學史

全一冊

正價 金貳圓 小包料 四百餘頁

天下古今文化に誇るの國勢がらずと雖も前後千年間に亘りて漸く統緒秩序的に發展せる文學藝術の史を有する者は東洋に在りては日本支那南洋に在りては英と佛と中英國の文學は恰かも日本文學の精華の如し東洋列國の文學が粹然として我が日本に集注しこゝに特殊の光彩を發したるが如く古代歐亞及び歐洲近世文學の精華は毎に英に流れ入りて古今の英文學を結成せり英文學史は此の意味に於て泰西坪内博士身を英文學の研究に十有餘年其歴史的的研究は年々本校講義録に修訂増補の功を積み終に本書を成すに至れり上は英國上古史に起り國文學の起原より英詩の騰星たるアエツフレ、チヨイサーに説き及びエリザベス朝の全盛内亂時代の一頓挫十八世紀の波瀾を経て終に最近の文學史に至り或は評論或は哲學科學等諸學界或は詩人小説家の事蹟或は其の傑作の評論深切丁寧雅馴明晰初學者といふも讀下一番英文學の精華を窺ふことを得べし紙數無慮九百餘頁空前の歐洲文學史なり之を以て幾十頁本邦の亦將に擬いて出すべき諸書の總叙に代へんの意なり世界文學の趣味を咀嚼せむと欲するものは必ずや座右に缺くべからざる良書なり

文學叢書

東京專門學校講師 增田藤之助著

英詩文評釋

近刊

目次

- (一)シエークスピア作『シーザー』(二)ミルトン作『アンダロ』(三)ヘンリー作『サテラ』(四)アサソン作『散文』(五)ジョーンズ作『ラセラス』(六)グレイ作『墳墓上哀詩』(七)クーパー作『亡母追憶』(八)バーク作『清貧歌』(九)スコット作『湖上の佳人』(一〇)ラム作『婦人敬慕』(一一)カマメル作『期望の樂』(一二)アヴィンゲ作『四寺院』(一三)バイロン作『古戰場』(一四)ブライアント作『水鳥』(一五)カーライル作『英雄崇拜』(一六)マコーレー作『ミルトン論』(一七)ヘマリン作『報復論』(一八)テニソン作『イナックアードン』(一九)テイックン作『小説』(二〇)ラッキン作『英論』

英詩文評釋は坪内、增田兩講師が自ら筆を執りて、幾多の英詩英文の料を採りて、逐

高安月郊譯

イブセン社會劇

近刊

社會に出でず寺院にゆかず、北歐ノルウヰの首府にイブセンの窓より道ゆく人を眺めつゝ徐に古稀の齡しを樂めるヘンリック、イブセン氏の二大傑作『社會の戲』と『人形の家』今高安月郊氏が苦心の筆に譯せらるゝ、題して社會劇といふ。月郊氏の筆は世に定評あり、特に以上の二作物はイブセン氏が自ら『我新劇は古代の所謂悲劇にあらず、我は人間を描かんを欲するなり』との揚言を現はせるもの、其大理想を語れるもの、後者は自由が個人主義を現はせるもの、其大理想を語れるもの、後者は自由の精神、可憐無學の少女を助かし、社會の積弊は眞の愛情を磨らして『人形の家』とならしむる複雑多變の消息を巧に描き出せるもの、附するに月郊氏の筆に成るイブセン氏の略歴を以てし、スカンナビヤ文學の由來より、説いてイブセン氏の平生に及ぶ。東亞の一隅に踞居せる我文壇に倦める人、速に來つてこの清涼なる流を掬ひ給へと云爾。

文學博士坪内雄藏著

英詩文評釋

近刊

目次

- (一)グラーバー作『ナヨンギルベ』(二)フタイテン作『アレクサ

次之訓釋と批評とを加へられたるものにして、字句文法に、初學者は勿論、縱令原文を訓み得るものも懇切な極められたる十分なる人にも、叮嚀なる指導者たるべし。且つ最も意を訓練法に用ひ終始原文に沿ひて進む簡明なる雅訓を施されたれば一は以て美文翻譯の參考を原書に就きて玩味することを得ずして、英の詩文を是非せんとするは、恰かも其の地を踏まず、耳目其の山水に觸れずして、而かも名勝佳景を論じんとするもの、如く『英文學史』は、既に英文學の幾多を坪内博士の近著『英文學史』を窺ひたるものに取りては、たしかに一大地理誌たるの効能あれども、初めて英文學に接せんとする者に取りては、猶未だ曾て地理の何たるかを知らざる者が卒然山水の系統、水流の傾向等の説明を聞くが如く、遺憾なく會得し樂る。英詩文評釋は即ち此の缺を補ふ爲め多かるべし。英詩文評釋に足るべし。英文學史を以て地理誌とせば本書は則ち名勝挿繪附の名勝三心にも替ふべし。意を英文學に寓する者、先づ本書によりて其大體を知り果るるに英文學史の研究を以てせんか、英國文學の消長は蓋し掌裡の者を暗るが如くならん。即ち眞に國を論えずとも、山容水態歴然として腦裡に映下來るべきなり。學者を乞ふ之を試みよ。

宮崎三昧選

元祿名著集

近刊

文 學 叢 書

醉憐たる戰雲四散して世は茲に太平二百有餘年制度文物の美漸く完備の境に達し士民は其無事なるの餘波腹腹腹花月瑤裡に空しく怠眠を貪るありしのみこれ我江戸時代の状況にあらずや而して其間最も注目するに足るべきものを元祿時代となす實にや貞享元祿より通して寶永正徳に至るの間は社會百般の事物其進歩發達を恣にしたりし時期にして日進月就世を擧て浮華逸樂に趣くと雖も戰國時代の餘風未だ全く地を拂はず其間猶武卒豪放の意氣なからむとせんやされば其文學に於る四鶴集林子芭蕉の輩各其長所を異にせりと雖も遂に化政度の諸作者とは軌を一にして論ずべからざるや何人も認むる所生氣充溢當るべからざる者は當代文學の特色なり、然るに世皆當代の文學といへば指を以上の三子に風し能く他に言及するものあるなしこれ果して職者の一顧を煩すに足るべきものなきに由るか、元より三子は空前の大才其群に傑出する宛然暗々たる明月のよく星光を奪ふの概あるべしと雖も盛衰なる當代は豈に三子が技能の專斷のみ任せんや滔々たる作家は風を望んで輩出し各その才筆を恣にし殆んど群雄割據の概ありし也然りと雖も風面干談彼等が心肝を擡げる名篇佳什は今や空しく蕪蕪の瘦腹を肥すに委するのみ本校基に見るあり是等將に埋没せんとする諸作を纂録しこゝに元祿名著集の舉あらんとす若しそれ編者宮崎三味氏が斯道に於る學識如何に至りては世に定評の存するあり今更喋々の要なけん氏が刻苦二十余年間を費して集積せる珍編逸品『諸國心中女』『五尺手拭好色染下地』『風流大和莊子』等約十有餘篇はこゝに本書を待て再び世に公にせられんとするなり。

- 近刊
- 集 林 子 撰 註…… 雲庭 葉村 著
 - 支那 史…… 宮崎 三味 著
 - トルストイ 伯 著
 - アンソニー、カレニナ…… 潮崎 紅葉 著
 - フライタツカ 著
 - フロウエル 著
 - マダム、ボワリ…… 上 田 敏 著
 - ハーデュー 著
 - テ
 - ホーソン 著
 - スカーレット、レター…… 内 田 實 著
 - 俳諧 七部 集 略 解…… 尾崎 紅葉 著
 - 有 職 故 實…… 赤堀 又次 著
 - ストッダッド 著
 - 英國 小 説 進 化 論…… 千葉 鐵 造 著
 - ドウテン 著
 - シューク スピアー…… 中 島 茂 一 著
 - 詠 曲 評 釋…… 早 稻 田 文 學 會 編 述
 - 歐米 短 篇 集…… 島 村 瀧 太 郎 著
 - 名 家 曲 集…… 森 槐 南 著
 - 元 曲 集…… 森 槐 南 著
 - 美 辭 學…… 島 村 瀧 太 郎 著

經 濟 學 叢 書

經濟學叢書出版の趣意

我校出版部に於ける設備漸く緒に就くと共に各種の書籍續々梓に上り今回更に經濟學叢書なるものを發刊することとなり蓋し此叢書を發刊するに至りたる旨意も亦我校年來の宿志たる大學普及事業の一端たるに外ならずして經濟の學の如きは今後益々吾人の研究を要すべきものたると言ふ迄もなき所なるが故に幸に江湖爲學の士をして是等の書に頼て其智識を開發し其理想を涵養する所あらしめんと欲するに在り而して既に此の如き冀望を以て發刊するものなるが故に經濟學叢書にありては斯學に關する我國専門家の手に成れる有益なる著書も固より懸念に刊行せらるるの日あるべきも爲學の士目下の必需を充たし其刻苦研鑽の際好簡師友の缺乏を訴ふるとなからしむる捷徑は却て歐米諸大家の最近に於ける名著を翻譯して其斬新卓拔なる議論を紹介し直に斯學の淵源とも謂つべき彼士に於ける十九世紀後半の思潮に隨はしむるを以て其最なるべしと信ず故に我校は先づ左の諸篇を撰擇して之が翻譯に従事し以て續々刊行するととなしたり思ふに原書の撰擇の精確にして毫も遺憾なきは勿論翻譯の事に任する者も亦皆専門の士にして斯學に關する諸大家の卓説を傳るに隔靴搔痒の恨なきは聊か抱負の存する所なれば爲學の士幸に是等の書を咀嚼玩味して其研究の資に供して以て我校年來の目的を賛成せらるゝ所われ

伊國法學博士 ルイギー、コツサ原 著
日本法學士 永井直好重 譯

社會經濟原論

總クコース上製 三百餘頁
正價金壹圓 郵税金拾錢

本書は伊國經濟學の大家ルイギー、コツサ氏が其深遠なる研究に基き該博なる學識を以て斯學の大綱を脱述したるものにして氏の著は理論公正條理にして組織秩然筆路明快なるのみならず所載簡約而かも内容豊富なれば之を教科書とし亦た一般研究の基礎と爲すに恰當なるも他に其趣を觀ざる所なり特に此書は獨譯者エドワード、モルマイステル氏の疏註を有するのみならず重譯者亦た邦人の參考に資すべき必要の補註を施したれば甚

法 律 叢 書

又近世民法の理の蘊奥を研究せんとする者致々として獨逸民法を學ぶの要あり而して獨逸民法は全くマンテクテンに基くが故に獨逸民法の研究はマンテクテンに據るの外なし本書は獨逸有名民法學者アルンブルヒ氏の著マンテクテンにして約三千五百餘頁の大卷、近世民法の一般原則を闡明して餘蘊なし本校譯して此書を翻譯して法學社會を裨益せんとを思ひ専門の諸學士を煩すも多年漸く昨年を以て完成出版するに至れり世間有爲の士幸に一本を座右に供へて本書の眞價を列せられよ又本書の卷尾には該獨逸民法正文を附せり尙翻譯の者對照の便を計り獨逸民法正文と校正の周密とに就ては本校園より其責に任す

● 正價 ○ 第一卷金壹圓七拾五錢 ○ 第二卷金壹圓七拾五錢
○ 第三卷金貳圓貳拾五錢 ○ 第四卷金貳圓貳拾五錢
● 郵送料 ○ 第一卷金十六錢 ○ 第二卷金十六錢 ○ 第三卷金二十錢 ○ 第四卷金二十錢を要す全部小包料寄買目

獨 逸 商 法 論

冊二全

法學博士 鳩山和夫 法學博士 梅謙次郎批評
獨逸教授 ウィルヘルム、エンゲマン原著
法學士 堀内秀太郎 法學士 古川五郎合譯
中村健一郎

● 正價金參圓五拾錢 上卷 貳圓 下卷 壹圓五拾錢全拾四錢
附獨逸商法正文

本校園に専門の諸學士を煩しアルンブルヒの大著獨逸民法論を翻譯して江湖に頒らるるに大に法學社會の好評を博したるは世人の識る所なり爾來引續き商法を解説せる大著を翻譯して兩々相對して獨逸私法に關する名編を完成せしめんと欲し特に本書を選み之が翻譯を堀内古川中村の三氏に囑し漸く稿を脱するを得たり原著者は獨逸ボン大學の教授にしてゴルドシミット氏コザツク氏等と共に獨逸法學界に於て名聲噴々たる斯學の大即ち其 一代の大作家なれば最新の法理に據り縱橫無以て此書法理を研究せんとする者の爲めに必要無類の參考書たりと誠に出版せる獨逸民法論の我民法研究者に於けるが如くならん又讀者對照の便を計り卷尾には獨逸商法正文を附す

法 律 叢 書

獨 逸 リ ス ト 原 著
法 學 博 士 岡 田 朝 太 郎 閱
法 學 士 乾 政 彦 共 譯
法 學 士 吾 孫 子 勝 共 譯

獨 逸 刑 法 論

刊 近

歐米先進國中最も法典の完備を以て稱せらるる獨逸に在て刑法學者として第一に指を屈せらるる者は本書の原著者リスト氏なり、氏が世界に於ける斯學の本鐸として崇敬すべき學者たるは善く識者の證認する所而かも本書は氏が畢世の大著述にして我國は勿論歐米の學者苟くも刑法の事を論ずる者殆んど引證を此書に採らざるは稀なり、今や我國新刑法は期年を出でずして發布せられんとす其法理の蘊奥を極めんとする者に採り本書が寄與するの利益果して如何ぞや本校風に此書の世を益するの大なるべきを思ひ岡田博士及乾學士等を煩すこと多年、辛苦功成つて今や漸く上梓發行するの運となれり

○ 近 刊

- 獨逸ヘッフェル著 國際公法
- 獨逸士堀口九万一譯 國際私法
- 獨逸士古川一五郎譯 國際私法
- 佛國フイオレ著 國際私法
- 法學士宮本平九郎譯 國際私法
- 獨逸士古川一五郎著 手形法論
- 法學士里見川三郎共譯 手形法論
- 法學士小川温共著 民法要論
- 法學士鈴木三郎共著 民法要論
- 法學士青山衆司著 商法要論
- 法學士朝倉外茂著 海商法
- 法學博士岡田朝太郎批評 改正刑法評論
- 法學博士藤澤茂十郎著 草案刑法評論

法律教科書

法律教科書出版の趣意

二十四

由來我國邦語教育に教科書を用ゆるは主に小中學等普通學の範圍に止り高等專門學術を教授するには總て口授筆記の方法を用ゆるが如し蓋し口授筆記なるもの必ずしも不可なるに非らずと雖も單にこれのみに頼る時は平生教場にありて筆記に忙しきがため智識を練磨するの機會尠く其結果暗誦的教育の弊に陥り易し左れば學生に與ふるに簡潔なる教科書を以てし之によりて先づ要領を會得せしめ講師更に之を敷演して解説を試むるあらば研鑽咀嚼の餘裕始て生ずるに至り教育上大なる利益あらんこれ吾人が世の識者と共に夙に認むる所なるを以てこゝに先づ法律教科書十數種を出版し素論を實地に試みんと欲す(法律以外の專門教科書も他日發行するの期あるべし)抑もこれ等法律教科書は專攻諸名家の編著に係り行文簡潔なると同時に義理明白なるが故に各種の受験者を始め世間一般の參考に適當なること彼の冗漫なる註釋書と同日の論に非るべきを信ず

民法總則

正價 金四拾錢 郵稅 金四錢

冊一全

法學士 小山 溫著

債權法總則

正價 金六拾錢 郵稅 金六錢

冊一全

法學士 平沼騏一郎著

法律教科書

親族法

正價 金四拾五錢 郵稅 金六錢

冊一全

法學士 牧野菊之助著

今村 信行著

民事訴訟法

正價 金四拾錢 郵稅 金四錢

篇一第

○近刊

物權法

法學士 鈴木喜三郎著

冊一全

相續法

法學士 宮田四八著

冊一全

商法總則

法學士 青山 衆司著

冊一全

商行為

法學士 青山 衆司著

冊一全

手形法

法學士 和仁 貞吉著

冊一全

保險法

冊一全

其他債權法各論、會社法、海商法、民事訴訟法第二篇以下、刑法、刑事訴訟法、破産法、國際公法、國際私法等も漸次之れを出版して完成せんことを期す

書雜及類書科教

學海 依田百川序
省軒 龜谷三九郎編
晚香 菊池三九郎編

文章眞訣

冊一全

正價 金七拾五錢 郵稅 八錢
體製別百篇 法則別百篇 時代別百篇
此和漢古今の名文及文法の外には名文無く
無し學者必讀を要する教科書として最
金卓庵序 土屋鳳洲序
三島中洲評 菊池晚香輯

漢文綱要

冊一全

正價 金六拾錢 郵稅 金六錢
此書三傳廿四史より現支那古文及時文の主要
今各新聞雜誌に至る支那古文及時文の主要
なるものを網羅し且各高等海入學試験問題
軍等十七學校既往三四年間の入學試験問題
並し天下才子必讀の良書なり

赤堀又次郎 共編
千秋季隆

書雜及類書科教

は勿論新法典の支配を受くべき一般國民が須臾も座を離す可
からざるの要なり而して各法典の條文を挿入せ
本校は讀者對照の便を計り各法典の條文を挿入せ
法の本旨を窺はんとするの士は須く一讀を要す

新法典正文

冊二全

●法例 ●民法 ●民法施行法
●人事訴訟法 ●民事執行法
●商法 ●商法施行法
●國籍法 ●商標法 ●特許法
●不正競争防止法 ●海商法
●船舶法 ●航空法 ●郵便法
●銀行法 ●信託法 ●倉庫法
●海運法 ●漁業法 ●畜産法
●度量衡法 ●度量衡法施行法
●度量衡法施行令 ●度量衡法施行規則
●度量衡法施行細則 ●度量衡法施行令
●度量衡法施行規則 ●度量衡法施行細則

右は初版以來好評を博し今回第六版を發行せり
右は商法外諸法典にして民法其他の法律と相須て之れが適用を
見るべきものなれば其攻究は一日も怠るに附す可らざることを明
かす

注意

以上本校出版の書籍は本校出版部又は博文館及び其特約書林に於て購求せらる
べし本校出版部外に直接注文の節は爲替小切手又は通運便にて必ず前金を要す本
校友學生校外生名簿網要購讀者並一割引を以て需めに應ずべし但し本校
に早稲田學會員に限り特に定價の

發行所
大取次

- 東京牛込早稲田
- 日本橋區本町三丁目
- 神田區一橋通町
- 神田區表神保町
- 大阪東區備後町四丁目
- 東京專門學校出版部
- 博文館
- 東京有斐堂
- 吉岡書店

書雜及類書科教

國文平家物語

冊一全

正價 金六拾五錢 並製金五拾錢
本書は平家物語中の華を抜き且つこれに關係ある文學書類を比
較對照したるものにして之れを讀む者は平家物語と共に階級の
趣味關係を得得ると同時に一部の平家物語を基として文學史
の大體にも通先人未發の新方法に成れるもの
するを得べき先人未發の新方法に成れるもの
國文の教科書に適するは勿論天下才子の座右必す一

法典修正案理由書

冊二全

菊版 全二冊 一千五百頁
正價 郵稅 金七十五錢 二冊共に購読する
時は一割引
●民法、法律、國籍法 壹冊
●不動產登記法、民法施行法 壹冊
●商法、商法施行法 壹冊
●法典調査會の精密なる審査を経たる民法商法
登記法の各修正案及同理由書を發露し立法の精
由書は新法典修正草案の眞髓を發露し立法の精
神を表示したるものなれば法學研究者に無上の參考材料
なり

獨逸新民法正文

冊一全

正價 金壹圓 郵稅金拾四錢
獨逸民法は歐米先進國の法典中最も完全なるものと稱せられ我
國の如き主權に採れるは人の識るものなり本書は八百餘頁
の大冊二千三百八十五條の民法條文と四百七十條の商法條文と
より最新の法典を翻譯し行文明確なる譯文と
求めて我が新法典と對照考せば以て得るところ多からざるべ
し

●兩書共印刷鮮明紙質優美なり特に改正は嚴密なる注意を加ふ
萬學の士速に一本を座右に備へらるべし
法學士 古川五郎合譯
山口弘

早稻田學會設立の趣意

早稻田學會は我が東京専門學校に關係ある諸士及び天下の同志が共に政治法律經濟及び文學上の問題を學術的に講究するを目的とし、此目的を達する爲めに『早稻田學報』と稱する學術應用の評論雜誌を發行するものなり。顧ふに我國最近數年間文運の隆興と共に政法文學の雜誌世に出づるもの千百管ならずと雖、多くは時事を放談するに非ざれば徒に抽象的學理を空論するものに非ざるはなし。而して輕薄放漫なる時事論の青年學生に害あつて利なきと共に、幽玄深遠を銜ふ抽象的の文字の實際社會に無用なるは世人の夙に知る所なり。唯夫れ青年學生にも實際社會にも有益にして又た必要なるは實際的學理と學理的實際知識となり。換言すれば學理と實際との調和を得たるものは是れなり。早稻田學會は乃ち此調和を計るを目的として起り、早稻田學報は乃ち政治經濟法律及び文學上の時事問題を把へ來りて學術上より精細の觀察を下し、正確穩健の論議を爲さんとするものなり。四方同感の人士幸に本會の意を諒とせば、下文の規約を讀て入會を吝む勿れ。

早稻田學會規約

- 第一條 本會は政治經濟法律文學に關する諸般の問題を講究し傍ら東京専門學校と會員との關係を親密ならしむるを目的とす
- 第二條 本會は廣く東京専門學校に關係を有する人士を以て之を組織す即ち左の如し
 - (一) 東京専門學校講師校友學生
 - (二) 同校外生
 - (三) 其他本校に關係ある者
- 第三條 前條の外本會の趣旨を賛成し規定の會費を納むるものは會員たるを得べし
- 第四條 本會は第一條の目的を達する爲月刊雜誌を發行して之を會員に頒布す
- 第五條 本會に雜誌編輯部を設け左の委員を置く (委員畧す)

- 第六條 本會々員たらんとする者に會費(雜誌發行費)を添へ其旨本會へ申込むべし、但し會費は半々年分以て前納するを要す
- 第七條 前條の申込ある時は本會は會員證を添へ本會雜誌を送附すべし、但し會員姓名は時々本會雜誌に廣告すべし
- 第八條 會費は左の割合を以て之を前納すべし
 - 半々年分 金 八拾錢
 - 壹々年分 金 壹圓五拾錢
- 第九條 本會々員は雜誌の頒布を受くるの外東京専門學校に定期開設する科外講義、法學部討論會、大演說會及び國會演習等に出席するの權利を有す、但し會費切れたる時は其月より雜誌の頒布を停止し尙ほ會費滞納三ヶ月に渉るものは退會者と見做し以上の權利を停止すると共に其旨誌上に廣告すべし
- 第十條 本會發行の雜誌は早稻田學報と稱し其掲載項目大要左の如し
 - ◎ 論 政治、法律、經濟、文學に關する東京専門學校の講師校友其他諸名家の論說を掲ぐ
 - ◎ 演 内外の碩學名家を聘して東京専門學校に定期開設する科外講義、大演說會、國會演習及び法學部討論會の筆記を掲ぐ
 - ◎ 講 汎く材を内外に取り政治、法律、經濟、文學に關する諸問題の調査、翻譯、人物傳記、新刊批評等を掲ぐ
 - ◎ 雜 簡明學實に我邦に於ける政治、法律、經濟、文學界の趨勢を報道し時潮の蹄跡を指示す
 - ◎ 海外時潮 歐米著名の各雜誌に現れたる政治家、外交家、經濟家、法律家、文學家等の論說及び各社會の顯著なる出來事を摘載す
 - ◎ 海外時潮 丁寧詳密に内外の新聞を紹介し以て萬學の士に便す
 - ◎ 早稻田記事 東京専門學校の状況、校友會、同政會及び本會員の動靜を報告す

稟告

早稻田學報改良の議熟し愈よ次回編輯(即ち十月初旬發行)の分より外觀内容大に從來の面目を刷新し一層學術的に各種の問題事項を研究觀察し材料豊富趣味饒多以て眞個に一大學報たるの名に負かざらんとす幸に舊に倍し愛讀の榮を賜へ

明治三十四年九月

東京専門學校出版部内

早稻田學會

主筆 國際法學會員 有賀長雄君

外交時報

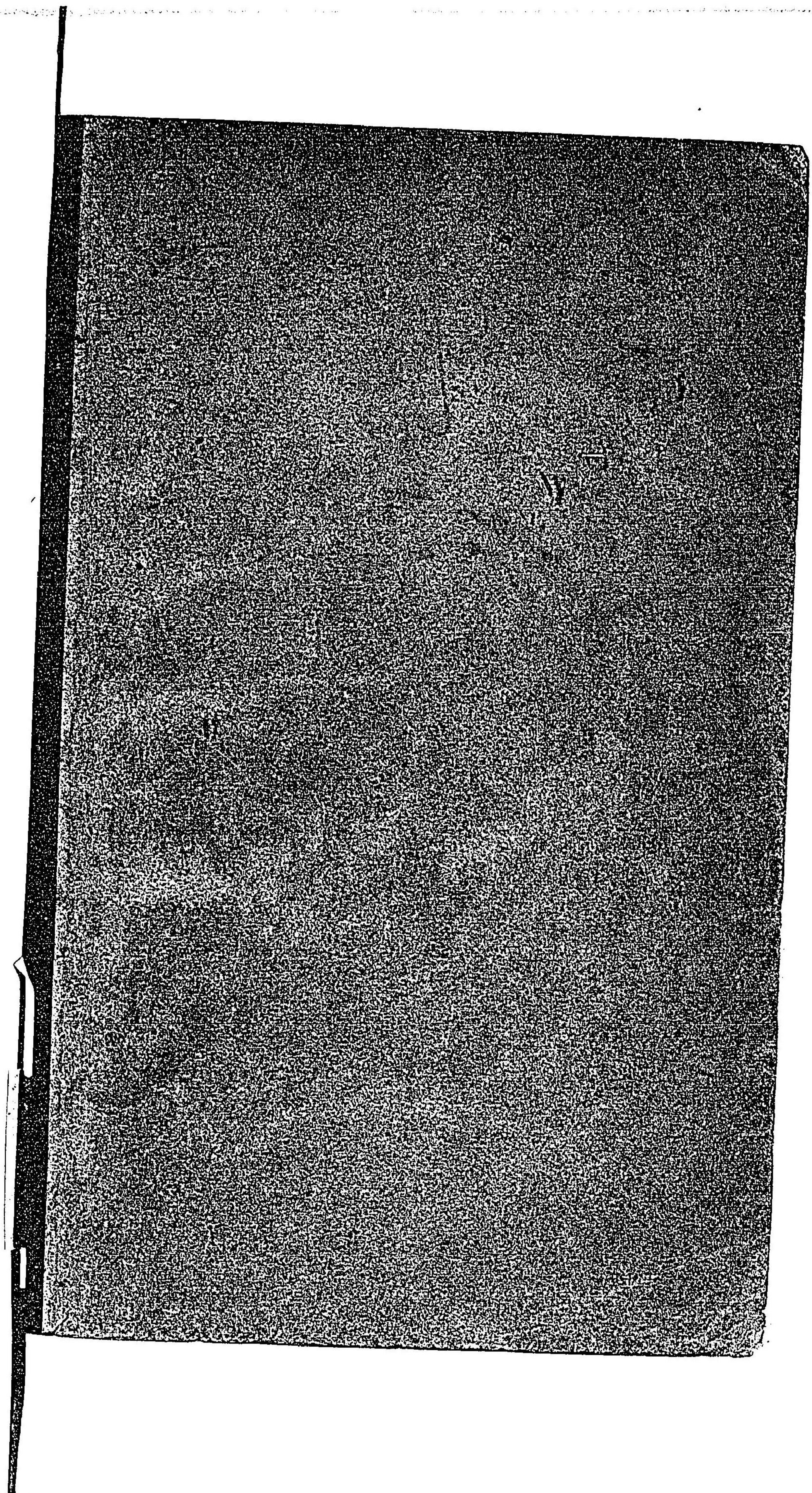
○發行日 每月十日 ○定價 一部郵稅共金拾六錢
六部前金九拾壹錢 ○拾二部前金壹圓七拾七錢
既刊一號以下四十三號迄悉備 ○校外生其他本
校關係者 其他の出版物と同一の割引特典あり

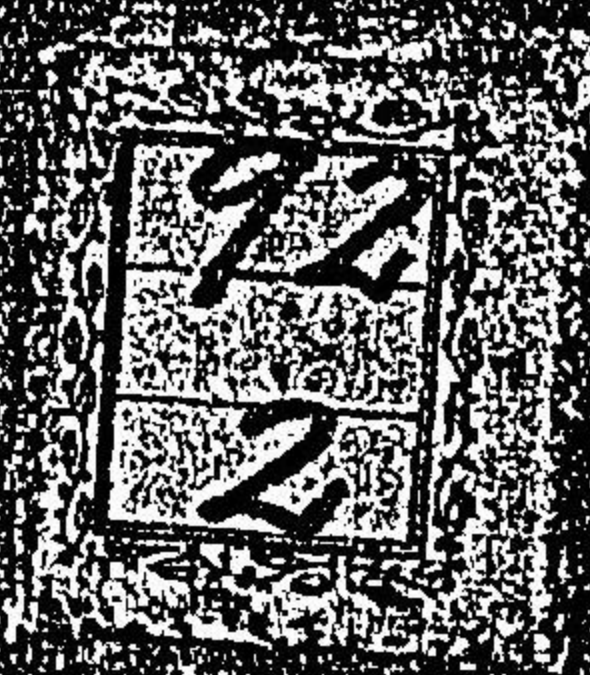
今や外交問題は東洋の天地に聚集し外交的智識の普及は我國刻下の一大急務とはなれり由來我國民は外交的
智能を缺 國論の統一を見る能はず爲に局に當る者をして事を危機一髪の間誤らしめ徒らに識者の歎を招
くこと往々にしてこれあり有賀博士多年身を斯道に委ぬるの夙に國民間に外交的觀念の發達せざるを慨し
自ら筆を藉て外交時報の編纂に任じこれを世に公にすること數年其發行部數日に月に増加の勢を呈し發行の
素志漸く將に貫徹せんとす抑も本紙は有賀博士が豊富なる材料と椽大なる筆力とを以て編纂主筆の任に當り
且つ之を助くるに 法學博士中村進午氏及 法學士宮本平九郎氏を以てすれば其既往に於て世
國際法專門の名家 亦我國唯一の外交雜誌として大に人心の開拓を勉めんとす世間有識の士幸に翼賛の勞を吝む
勿れ○本誌掲載の事項左の如し

●肖像畧傳 世界各國の當代外交家 碩學等
●記事 歐米諸國に發起せる紛糾の諸問題を新刊の新聞雜誌及報道に由り周到
●赤十字 赤十字の歴史 赤十字の組織 赤十字の活動 赤十字の意義 赤十字の功績
●史談 古今東西の外交史 外交の變遷 外交の趨勢 外交の展望
●外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳
●萬國 萬國の組織 萬國の活動 萬國の意義 萬國の功績
●書評 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳
●雜報 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳 外交家傳

發行所

東京牛込早稲田東京專門學校内 外交時報社





教科書
法律

保

險

法

和仁貞吉著

東京法律書局出版

035451-000-0

92-2

保險法 (法律教科書)

和仁 貞吉 / 著

M34

BBO-0651

